

第六十五回国会 参議院 大蔵委員会 會議録第二十号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午前十一時六分開会

委員の異動

五月十七日

辞任

向井 長年君

五月十八日

辞任

片山 武夫君

補欠選任

片山 武夫君

補欠選任

向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田 栄君

理事

委員

大竹平八郎君

玉置 猛夫君

中山 太郎君

成瀬 幡治君

青柳 秀夫君

栗原 祐幸君

小林 章君

木村龍八郎君

松井 誠君

鈴木 一弘君

向井 長年君

渡辺 武君

国務大臣

大蔵大臣

農林大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

農林省蚕糸園芸局長

食糧庁長官

藤田 正明君

高木 文雄君

荒勝 敏君

亀長 友義君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

法制局側

法制局長

今枝 常男君

説明員

大蔵省主計局法規課長

戸塚 岩夫君

農林大臣官房企画室長

内藤 隆君

農林省農政局参事官

安尾 俊君

本日の会議に付した案件

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○成瀬幡治君 法制局はお見えでしょうか。

私は法制局でお尋ねしておきたいと思っておりますが、二つございまして、まずその第一は、赤字が年々出ておりまして、今度の特別会計法の一部改正で、約十年、十一年でございましょうか、いままでは単年度で解決してきたものを、今後十一年かかって、あるいは十年かかって穴埋めしようとか、こういうことになるようございまして、特別会計は、私の受け取り方としては、特定財源を使つて、特定事業で云々というものが書いてございまして、独立採算制というものをやるんだと、初めからこういう赤字ではつきりしてしまつて、しかも、その赤字を、足かけと申しますか全部で十一年かかって穴埋めしようということの、

財政法上から照らして見て、向こう十一年間、あるいは今後来年からは十年間、一般会計の支出を拘束するというのが、一体いいか悪いかわすね。なぜそういうことを申し上げますかと申しますと、継続費にしましても、あるいは国庫債務負担行為にしましても、この前のときは三年であつたのを五年に現行法は延ばされております。五年一般会計の支出を拘束するということになる。だからこそ、そういうふうな五年という年限がうたつてある。しかし、ただし書きというわけじゃございませぬけれども、なお特別の場合は除くということも書いてはございませぬけれども、とにかく一般会計をその長年にわたつて拘束するということは非常によくないことなんだからという趣旨で財政法というものは組み立てられ、そして予算というものが編成されておるときに、こういうことが一体いいものか悪いものか、そういう点についてお答え願いたいと思ひます。

○法制局長(今枝常男君) いまお尋ねの事柄は、法制局としてお答えすべきことかどうか、私はやや疑わしく感ずるのでございまして、と申しますのは、七年間にわたつて一般会計を拘束することがいいか悪いかという問題としてとらえますならば、これはどうも政策の問題のようございまして、法の立場からお答えすることがはたして妥当かどうかという感を持つてございまして、ただ、お尋ねを、もし法的な立場にのみついて申し上げますならば、すでに先生もお話がありました、財政法の十三条に規定がございまして、これにはおよそ三つの場合が規定されております。それは、特定事業を行なう場合、それから特定の資金を保有する場合、それからもう一つは、特定の歳入をもつて特定の歳出に充てる場合と、こういうふうに規定いたしております、法律的な立場

からの限定は、ここにあらがっている三つになるわけかと思つてございまして。したがしまして、この場合の中に、独立採算制を予想している場合がございまして、これは仰せのとおりかと存じますけれども、独立採算制の場合だけに限定しているというふうには受け取れないわけございまして、要するに、特定の事項に対する歳入歳出関係を明瞭にいたしまして行政の効率的運営に資することができれば特別会計を設置すると、こういう趣旨でできていますように思つてございまして。まあ法的見地からお答え申し上げますのはその限度ではないだらうかと思ひます。

それからもう一つ、継続費あるいは国庫債務負担行為が五年に限定されているというこの比較がお話がございまして。これは、確かに、御指摘のとおり、五年ということになっておりますけれども、この五年も、はたして何年がいいかということとは、当時いろいろと論議されておるわけございまして、その結果が五年に落ちつたというところでございまして、これも、五年というのが、政策の一つのめどとして五年に限定されたということございまして、ここからして法的にただいまお尋ねのような論が直接には出てまいらないのじゃないかと思ひます。ただ、政策的な問題として、五年がいいか七年がいいか、ことに一般会計を拘束するものであるから、どの程度の年限にすべきかということは、これは政策論としてあるかと思ひます。ただ、そのことは、特別会計というもののあり方から直接に出てくる問題ではあるいはないのではないかと。と同時に、法的な問題としてはそれ以上にお答えがむずかしいように思つてございまして。

○成瀬幡治君 まあ私たちが非常に尊重していかなくちゃならないのは財政法で、しかも予算の単年度主義というのを非常に尊重していかなくちゃ

ならぬというたてまえだと思ふのです。あのことは政策論でこれはどうにもなりませんよということ、あくまでも政策論なんだ、法律論じゃないのだと、こういう話になってくれば、議論が組み合はなくて全然別のところに行つてしまふ。ですけれども、少なくとも姿勢として、われわれがとるべき姿勢というものは、やはり単年度主義といふものを尊重していかなくちゃならぬのじゃないか、予算の編成上は、それからもう一つは、特別会計をやる場合には、少なくとも、いろいろなことがございすけれども、その精神は、別なことで表現すれば独立採算制ということだと思ふのです。あくまでも赤字が予定されておるものを初めからつづつて、そうしてそれに対して一般会計から入れていくんだというそれ自体といふものはおかしいと思ふ。いや、それはもう法律論じゃないんだ、それは政策論なんだ、われらは知らぬよと、こうおっしゃるなら、もう議論といふものはしょうがないわけですが、しかし、好ましいことか、そうではなくて好ましくないかということなら、これはお答えいたしたくと思ひます。

そこで、もう一度、くどいようでございすけれども、財政法の十四条の二の二項なりあるいは十五条の三項、いわゆる継続費と国庫債務負担行為の問題ですが、これは当初は三年であつたのを五年に延ばしたわけです。ですから、立法の一番最初のときには、あくまでも予算といふものは単年度主義なんだから、いくら長くても三年だよという一つの歯止めがあつたと思ふのです。それを、どうも、五カ年計画だとかなんだかということはもあるじゃないかというので五年に延ばしてきたと思ふのです。今度、これは十一年にわたるわけですね。来年度から申しますならば十年間の一般会計の支出といふものを、確定と申しますか、先取りしておるわけです。そういうことが、立法の精神からいって、いわゆる財政法上のたてまえからいって、それは好ましいことでしょうか、それとも好ましくないことでしょうか。

○法制局長(今枝常男君) 法律問題じゃないからということでは回避したわけではございせんが、実は、法律上の問題に立ち入りますと、われわれのむしろ職務をこえたことになって越権になるのじゃないかという一つの配慮があるわけではございす。

まあそれはともかくいたしまして、予算の単年度主義といふことが一つの原則であるといふことは、これは仰せのとおりかと存じます。したがいまして、その例外といふことが、それが破られるものがある場合に限るといふことまでは申し上げられるかと思ひます。したがいまして、理由なくしてといふことは、あるいは薄弱な理由でもつてそれが破られてまいりますことは、これは単年度主義のたてまえから好ましくないであらうといふことを一般的に申し上げることはできると思ひます。ただ、本件の場合がそれではどうかといふことになりますと、これはいろいろな事情が考慮されましてたゞいま、いいますように単年度主義を破るのにやむを得ない場合であるかどうかといふことが結論づけられなければなりませんので、この事案につきましてそれが好ましいか好ましくないかといふことは、やはり私の立場としては申し上げにくいことであるといふように御了承願ひたいわけではございす。

○成瀬清治君 なかなか法制局としても言いにくいことだと思ふのですが、結局、こういうことじゃないかと思ふんですが、結局、こういうこといいますと、昭和四十七年、四十八年ごろに千八百億返さなくちゃならぬ。だから財政負担が重くなる。だから、延ばして、まあ一十億程度ならよさそうなんだからといふことでやつておると思ふのです。逆にこれを考えてみますと、これには、ただ繰り延べたつて、利子がついてくるわけですね。ですから、繰り延べることによつて、財政負担は、国から申しますと、二千億余負担増になると思ふのです。利子を考えただけですね。ですから、一千億負担することならいいんだけれども、千八百億は負担ができません、だから伸ばしていくんだという、そういう理屈だらうと思ふんです。じゃ、一千億なら負担は必ずよろしゅうございすよと、千八百億は絶対負担することはできませんといふことについては、まだ私たちのほうも実は大蔵当局からその事情の説明は聞いてはおりました。おりませんけれども、私の判断では、年間八百億の負担増がでないと、だから千八百億じゃ困るんだと、一千億ならいいんだといふことについては、大蔵省もなかなか説明が実はできないだらうと思ふんです。そういう理論と申しますか、そういう数字面で何兆という予算の中で、やりくり算段の話でございすから、私はそうたいした問題じゃないと思つておるんですけれども、しかし、こういう法律案が出ておることとでございすから、特別会計等を設けてこういう姿勢でやつていかれると、私は、やがては単年度主義といふ大原則といふものがこわれてしまつて、むしばまれてしまつて、いつかは骨抜きになりはしないかといふ点を心配をして法制局の見解を求めたんですけれども、法制局のほうで、まあこれはやむを得ぬこととす、政策論ですよとおっしゃるなら、これ以上の議論はやめたいと思ひます。

もう一点、お尋ねしておきたい点は、どういう理由でこの過剰米を処置されるかということについてお尋ねをしますと、これは食糧法の第四條に基づいて過剰米を処理されておるというふうに説明がなされております。これは衆議院の速記録等にも出ておりますから、四條といふことは間違ひがないと思ひます。四條でやりますと、これを受けて八條ノ二といふのがございす。そういう場合には、いまのようなこういう過剰米の処置のしかたといふものが、四條でやり、そしてそれは八條ノ二でやるといふことは、少しく拡大解釈と申しますか、無理な解釈じゃないだらうかといふふうに私は思つておるわけですが、どういふふうにお考えでございすでしょうか。

○法制局長(今枝常男君) ある意味ではむずかしいお尋ねでございす。食糧管理法が現在の状態で適用され動いておるということを前提で考えますときには、やはり四條しか根拠規定がないといふことと、それからもう一つは、四條をそれ自体として読みました場合には、それは必ずしも無理なことではないんじゃないか。と申しますのは、ただいま八條ノ二との関係でお話しがございましたが、八條ノ二との関係は、政府が売り渡す相手は、「第八條ノ二第二項ノ販賣業者又ハ政府ノ指定スル者」とございまして、八條ノ二でやる場合と、それからそれは別個に政府が指定する者に売り渡す場合とがある規定といふふうに理解されるわけではございすので、その限りにおきまして、四條そのものに必然に八條ノ二が伴つてくる形にはできていないわけではございす。いささか形式的な言い方かも知れませんが、まあそういう意味におきまして、どうしても四條でいくことが法に反するかと申しますと、それはそう読むことはやはりむずかしいのじゃないか。やはり四條によつても法に違反したといふことにはまではならぬじゃないか。と同時に、先ほど申しましたように、食糧管理法が動いております現在のもとにおきまして、やはり四條によるしか現行規定上は根拠がない——ということがこれを認める理由にはなりませんけれども、そのもとにおいて考えます場合に、四條に基づきますことは違法とはいききれないのじゃないかといふふうに考えるわけではございす。

○成瀬清治君 食糧法は、米がこんなにだぶついてくるというふうなことは予想しておらなかつたと思ひます。たとえば、それは、買い入れの無制限買い入れですね、そういうことを書いておるわけですね。ですから、四條は、あくまでも食糧として買い入れるということだと思ふんです。それから売り渡すときも、私は食糧としてということになると思ふ。四條と九條との関係で言ふならば、四條がそういうことを書かれるといふことは、食糧ということだと思ふのです。そうしますと、

ほうで特にこの点を突き進んで調査をするということとは十分手が回りかねておったという実情でございます。その点は、私どもも、御指摘のよいなこともございますので、今後できるだけ早く調査をいたしたいと思ひます。私どもとして、御本人がこういふふうな不幸なことになられたということについては、なかなか實際問題として追及をし

にくい面もあるのではないか、また、あまり個人のことに立ち入ってもという多少の遠慮もありまして、差し控えておったわけであります。しかし、とにかく農村にこれだけのことが相当数の人があつたということは、やはり、いまの政策の余波というものが、大なり小なり個々の事情があつたにせよ、そういうものの波及があつたのではないかという点を私どもも心配をいたしております。この点は、そういう意味で、今後早急に調査を進めてまいりたいと思います。

○成瀬彌治君　これは、長官、政治の姿勢の問題で私は申し上げておるわけです。水俣病なり、あるいはイタイイタイ病なり、公害の問題等も、とかく行政は見捨ててきたかと思うんですね。今度の

過剰米が出たから何の手があるかといわれたら、なかなか政策というもののきめ手というものはないと思うのです。そこで、減反ということもやむにやまれない措置だというふうに一つの政策としてそういうことがとられてきたことも事実と思うのです。しかし、ただそれだからこれでやったんだよというだけではない。少なくとも全日農なりあるいは「毎日新聞」が取り上げたということは、政策のしわがこういうところに寄っておりますよという警告の意味で取り上げてきておると思うのです。そういうものに對して、時間がございませんでしたとか、何がどうでしたなんということは、許されることばではございません。言いわけにならぬと思うのです。政策を担当すると申しますか、行政の責任にある者は、そういうこ

とが新聞報道に出られるとか、あるいは全日農からあなたのほうにそういう申し入れがあつてきたと。だから、いかんではないかと言われたときに

は、すぐその真相というものを調査して行政のし
わを寄せないという行政の姿勢というものが非常
に大切だという点で、こういう問題は農林委員会
等でやるのではなくて、農林委員会等で十分議論
される問題だと思ふのですが、私はそういう点で
長官に意見として申し上げておきますが惜しい
姿勢だと思ふのです。非常に残念だ。非常に残念
だということだけ申し上げて、今後調査されて、
そうして、もし減反であり休耕であり転作だとい
うような問題であつて、そういうしわを何らかの
形で少しでもそういう方たちに寄せずに、第
二の——私はよくわかりませんが、Aさんがその
ために自殺したとするなら、Bさんが続いで出て
きたりあるいはCさんが続かないような処置とい
うものをぜひしていただきたい。そういうことが
私の趣旨なんです。どうでございましょうか。

○政府委員(亀長友義君) ただいま先生御指摘の
とおりでございまして、私も、この問題につ
きまして、なおざりになる気はもちろんだござい
ません。また、こういう大ぜいの人を生んだとい
うことについては、政策のあり方について十分反省
もし、両検討もして、御指摘のように、第二、第
三の人を出さないように十分善処していきたい
と思ひます。特に農家に対する気持ちというも
の——私も、どうもこのごろ農林省は農家に
対する愛情がないとか、いろいろ言われます。そ
の辺につきましても、十分反省をして善処してま
いりたいと思ひます。

○木村義八郎君 四点伺いたのですが、その第
一点は、この過剰米処理につきましても、過剰米
処理に関する検討会というんですか、民間の学識
経験者の参集を求めた過剰米処理に関する検討
会、その報告が出されて、それに基づいてこの処
理を行なうということになつてゐるようですね。
そこで、この過剰米処理に関する検討会の報告書
の一部を見たんですけれども、それによると、こ
にかく過剰米処理について巨額の損失が出る。四
十六年だけで千八百億ですか。それで、全体で六
千億ぐらいの損失が見込まれるということになつ

てゐる。その処理が問題なんですけれどもね。
そこで、「巨額の財政負担を要するので、今後は新
たな過剰を発生させないようにすることがまず明
確にされなければならぬ」と。それには、「需給
の見通しを再検討するとともに供給過剰をもた
らす要因を究明し、それに対応した有効な施策を推
進する必要がある。このような政府の基本的な態
度が明確にされたりして、はじめて過剰米の処理
が意味をもってくる」と、そういう報告になつて
いるわけですね。したがつて、もしこの政府の基
本的態度が明確にされないということになると、
過剰米の処理、非常に巨額の六千億にも達するよ
うなこうした財政負担を伴うこの処理が意味がな
くなるわけですね。

そこで、その点について伺いたのですが、政
府の出したこの資料によりますと、「今後における
過剰米の発生防止のための施策」というのが資
料として出されてゐる。それで、その施策は、三
点に集約されてゐる。一つは米の消費の拡大、第
二は米の生産調整、第三は米の買い入れ制限、こ
の三点に集約されてゐるんですね。これを検討し
てまいりますと、これで、はたして政府の基本的
態度が——柱としては明確ですよ。三つの点にし
ばつたというところは明白だけれども、この内容に
ついて検討すると、必ずしもこれによって過剰米
を生じないという保証があるかどうか非常に疑わ
しいですね。もっとこれは深く検討する必要がある
んじゃないかと思ふのです。六千億も財政負担
を伴うようなこの処理について、これでだいた
いぶだたとわれわれは国会で承認を与えることはで
きませんよ、こんな程度では。

そこで、質問したいのです、まずこの点につ
いて。第一の「米の消費拡大のため、テレビの消費
宣伝等を行なう」と。どういふ宣伝をやるんです
かね。そこで、米の消費量が減少してきたとい
うことが言われてゐますが、米の消費が減少してき
た原因は一体どこにあるのかですね、その点につ
いても突っ込んで検討する必要があると思ひま
すし、それから米の消費を拡大するについては、榮

養の問題とか——従来はわれわれもずいぶんその
宣伝に影響されてゐますが、米食率を落とさな
きゃ榮養上よくない、体によくないといふんです
ね。特に、農民なんかは、米ばかり食べておかず
を食べないから、寿命が短いとか、脚気になると
かね。これはどういふ意図があつたか知りませ
んが、その結果としては、小麦の輸入が非常に増大
しましたね。それでパン食に転換したと思ふん
ですよ、あるいは粉食にね。現在でもそういう習慣
は相当あると思ふんです。一日に三度三度米を食
べるといふのが悪いとか、やっぱり一回はパンを
食べたといふとか、あるいはいふほどを食へないとか、
あるいはおそばを食へないとか、そういう食習慣
になつてきてゐますね。これを転換させるという
ことは容易ならぬことですよ。テレビで消費宣伝
を行なうといふたつて、ただお米を食へない食
べないといふ、そんな宣伝をしたつて、そんなこ
でお米の消費がふえるものではありませぬね。そ
れから「米飯による学校給食を希望する学校にお
いて実施する」というけれども、米食率を高めた
ら榮養にいいのかわからない、これはもつと基本的
に検討しなきゃならぬ。それで、もし国民にお米
を食へたほうが榮養上いいんだと、あるいは従来
米食率を落としたほうがいいんだと宣伝してきた
が、そうじゃない、それは間違ひだつたんだと。
アメリカからの余剰農産物を日本で消化するため
の宣伝だつたんだと。それであつたかどうかは、
これはまた検討する必要がある。われわれは、一
つは政策上の問題があつたと思ふ。あの昭和二十
四年のドッジ・ラインのときドッジが来て、アメリ
カの余剰農産物を日本に援助してやるというこ
とを盛んに言つて、これはもうアメリカでは捨て
るべきものを日本に援助してやるんだから、非
常に安上がりだ、こういうことを言つておつた
んですよ。そういう過去の歴史を見ますと、日
本の米が余る、ことに消費減退をもたらすような
政策がずっととられてきてゐるんですよ。これを
くつがえすことはたいへんだと思ふんですよ。で
すから、ただお米を食へさせるようにその宣伝を

するといふようなことじゃなくて、もつと科学的
に、お米を食へたほうがいいんだとか、あるいは
いままでの米食率を低下するといふことは誤つて
いたとか、あるいは経済的にはパン食なんかより
はお米が安いんですから、「貧乏人は米を食へ」と
いふのは間違ひであつて、「貧乏人は米を食へ」
だつたんですよ。現在もそうですがね。だから、「貧
乏人は米を食へ」といふことを宣伝したらいい
んですよ。むしろ貧乏人は米を食へたほうがいい
んだと。そういうもつと科学的根拠に基づいたそ
れをやらないうで、四十六年度は二億円の金を使つ
て米の消費宣伝をやる。それから学校給食では
米の無償交付のために一億三千四百万円を使うと
いふんですね。

まず、この点について伺いたいです。米の消
費拡大について、いままではなぜ消費が減少して
きたのか。それで、これを拡大させようといふの
ですから、拡大するためには、もつと医学的に、
榮養学的に、はつきりした根拠を示さなきゃなら
ない。もし、お米はあまり食へないといふとい
うなら、学校給食をやるのはおかしいんですよ。
やめるべきですよ。それで、お米をあまり
食へないといふといふのに、学童にそんなに
米をどんどん食へさせていいんですか。食費の赤
字を消すために学童に有害なお米を食へさせて
いいんですか、榮養学的に。そういう問題も起き
るんですよ。おかしいじゃないですか。でしか
ら、この点については、もつと科学的な根拠を示
しながら、ただテレビでお米を食へない食へな
さいと宣伝して、そんなことじゃだめですよ。い
ままでの米の消費が減つてきた原因について科学的
にもつと検討して、そしてもつと榮養学者なり何
なり十分に検討して、それから、それでやらな
きゃ、私はこんな子供だましみたいなことじゃだ
めだと思ふ。まず、この点について伺いた
い。

○政府委員(亀長友義君) 過剰米の発生防止対策
につきましても資料を差し上げてございまして、私
どもは、消費拡大がたまたま(1)に書いてござい
ますが、必ずしもこれだけで過剰米の発生防止に大

大きな効果があるとは思っておりません。(2)、(3)に含まれることのほうがむしろそういう意味では大きな問題である。ただ、米の消費拡大も一方においてはその施策の一環としてやっていきたいということを書いておるのであります。またまた一番最初に書いておりましたので御質問が出ました。が、本質的に、もう先生御承知のとおり、所得が向上してまいりますと、栄養の摂取源を穀類に求めるといふ度合いは非常に少なくなつてまいっております。これは、日本だけでなく、どの国でも同じでございます。動物蛋白とかあるいは脂肪等にカロリー源を求めるといふ食生活の傾向でございます。その減つていく穀類の中で、結局、小麦が米か、パンが飯かということになる、そういうものだらうと思ひます。そこで、私も、従来消費傾向等から見ますと、米について、過去においては減退をしてきたし、五十二年までの見通しも持つておりますが、現在の生産力千四百万トンに比べて千百万トンぐらいの消費量になるんじゃないかと考えております。

そこで、小麦との関係でございますが、確かに、食糧が足りない時分にパン食というものが普及をして、学校給食もそれによつて行なわれた。この小麦というものが日本人の生活に定着をしてきておるといふ事実でございます。そこで、私も、現時では、現在の段階では、強制的にパン食を減らして米食に向かわせる、行政的に向かわせるということには、いろいろ物価政策としても問題がございますので、嗜好の転換をはかるといふような形を通じて米食の増加をはかつてまいりたいと、かように考えております。

ただ、基本的には、先生のおっしゃる通りに、医学的にもう少し説明をしたらどうか、あるいは栄養学的に説明をしたらどうかという点でございます。栄養学的には、単体としては米のほうがすぐれておるといふことは、従来も明らかにされておるわけでありまして、ただ、うまいから食べ過ぎになるとか、あるいは他の動物蛋白、植物蛋白への摂取量を少なくする傾向があるというふうなところからいろいろ指摘をされておるわけでございます。私は医学のほうのことは詳しくないのでございますけれども、学校給食のお話が出ました。が、学校給食の文部省の関係のほうの審議会でも、米食を摂取するということの合理性は十分認められておるわけでございます。ただ、全体的な総合的な栄養の摂取ということに配慮をしてやらなければいかぬということが指摘をされておるわけでございます。

それからテレビでございますが、私も、もちろん、このテレビのわずかに二億円ばかりのものによつて、それだけで大きな効果があるというふうな必ずしも考えておるわけではございませんが、この中の米食の普及につきましても、調理法だけでなく、先ほど御指摘のように、栄養価値に対する再評価という趣旨でいろいろ具体的に主婦の調理という形を通じて話を織り込んでいくとか、あるいは、経済的にも、御指摘のように、現在の段階では米のほうに安いというふうな趣旨も織り込んでやつておる次第でございます。

学校給食につきましても、もうすでに先ほど申し上げましたような検討の過程を経まして、米食を織り込むというところで、審議会の御意見も前からございまして、具体的な体育局長の通達も最近新しいのが出まして、米食を取り入れていくという方向に変わつておるわけでございます。

何ぶん全体的な穀類消費が減少していく過程でございまして、小麦につきましても三十一年以降は停滞をいたしておりました。そういう全体的な穀類摂取のワクの中のごさいいますので、テレビとかあるいは学校給食だけで一挙に米の消費の増大というものははかられるものではないといふことは重々承知をいたしておりますが、それにいたしまして、現在はあまりにも小麦に嗜好が片寄り過ぎておるのではないかと、また、先ほどお話をいたしましたような一部の医学者の方から言われたようなことがあまりにも国民の耳に入り過ぎておるのではないかと、せめてそういう点の是正でも

という趣旨でテレビ等もやり、さらに、学校給食については、学童のときから必ずしも全面的にパンだということをしていきたい、かような希望から、消費拡大というものをそういう意味で考えておるわけでございます。

○木村福八郎君　ここで私が質問してあなたが答弁するだけで終わつてしまつたのでは全く意味がないのであつて、質問すればそれに対していろいろあなたに答弁しなければならぬでしようけれども、もう何か知恵がないものですかね。もつと学問的に、栄養学的に、あるいは医学上にも、専門家を委嘱して、そこが私は一番肝心だと思ふんです。国民が、いままで、あんまりお米に主食に重点に置いていくと体によくない、それで麦のほうに転換したんですけれども、こういうふうな調理をすれば、こういう食べ方をすれば、あるいは玄米食なんというものがあつた、あるいはあると思うのです。だから、パン食よりは米のほうに、こうやればむしろ栄養価値もあり、費用も安くという、何かそういうふうな知恵がある、そういうものですか。もつと科学的に医学的に学問的にそれを裏づけて——公害なんかの問題については、PPMなんという非常に科学的なあるいはもので測定してやる時代でしょう。ですから、私は、少しこの点については研究が足りないと思ふのです。非常におおきなりです。おさなりで思ひつきにすぎないのじゃないか。これは御答弁は要りません。もつと深く検討していただきますと、ただ国会の場でこれを答弁をして終わつたというのじゃこの問題の基本的な対策になりませんし、また、さつき御答弁をいただいただけでは、これはあつたままのことであつたに言つては、これだけではあつたままのことであつたに言つては、これだけであつて、常識論にすぎない。何かもつと深く検討した対策が必要じゃないかと思ふのです。それから第二の米の生産調整、これは食糧制度とも関連があるんですが、先ほど成瀬さんの質問に対してお答えがあつたとおり、この食糧制度は、米が不足の時代に設けられた制度なんです。ところが、今度は過剰の段階に入つたから、根本

的にたてまえが違つてきたんですから、根本的に再検討しなければならぬのじゃないんですか、食糧制度そのものを。不足の段階において設けられた段階における需給調整を主として設けられた食糧が、今度は過剰の段階に入つてきて、こういう対策では、ほんとうの小手先の、出てきた矛盾についての単なる現象を追つかけて処理をしているミクロ的な対策だけですよ。もつとマクロ的にこの過剰の状態のもとでの今後の食糧のあり方——これは非常にたくさんの方の財政負担をするわけですよ。六千億も財政負担をするようなことが、過剰米が出てくるような状態のもとで食糧でこの欠損を埋める。それから、これだけではなく、また、今度の米価の決定でも、みんないろ向きでしよう。みんないろ向きの負担ばかりふえる。今度も米価を引き上げて、また補正予算なんか組まなければなりません。あるいは準備費を使うとか、なんとか言つていますけれども、みんないろ向きなんです。この財政措置は、だから、もつと前向きに、財政負担がふえてもいいです。ふえても、たとえば米の生産調整、そういう稲作転換にしましても、もつと予算がうんとかかつてもいいです。それで農民が安心して転換できるような作物は何であり、そしてその作物についての価格の安定もはつきりして、もつと全体の食糧需給というもののめどをつけて食糧の問題も考えるべきじゃないですか。もうそろそろそういう段階に来て、不足時代の食糧がまだ存続して、またそのまゝの形でそれから出てきた欠損をしりぬぐいするといふようなそういう形の処理のしかたではないか、ないんです。それでは報告書の趣旨に合わない。報告書は、もつと根本的に需給の見直しを再検討して、そして供給過剰を今後またささないように政府の基本的態度が明確にされなければならぬと、こう言つておる。その中には、もつと大きな情勢変化があらわれているんです。もつとそれがそれに対応するような食糧のあり方、これなんかはもう再検討していいのじゃないかと思ふんですけれども、どういふ検討のしかたをしているの

か、対処のしかたをしているのか、その点を伺いたい。

○政府委員(亀長友義君) 現在の食管制度が不足時代のものであるということは、私、そのとおりだと思います。従来の食管制度というものが、無制限買い入れ、それからいわゆる切符による配給制というものにさええられておりまして、そういふ観点から申ししましても、これが食糧が足りないう時代に発足をしたものであるという点については、全くそのとおりでございます。したがって、いまの時代にこれをどのように考えていくか、さらに根本的に再検討すべきであるという御意見に就いて、御承知のように、米に対する依存度というものがある生産者の側からは非常に高くなつてきております。他の農作物に比べて米価による収入のほりうがはるかに高いという点がなかなかそれは是正することができない。これに対して非常な抵抗もあるというよりなところから、私ども、一昨年来、総合農政ということを打ち出しまして、稲作から他作物への転換の促進ということをいろいろ計画をいたしておるわけであります。本年度予算で申しましても、稲作転換の推進だけに約四百億の金が特別に支出をされておるといふ実情でございます。ただ、稲作の転換の促進というだけでなく、あるいは他の作物につきましても、なたね、大豆、あるいは畜産物、牛乳等につきましても、それぞれの物資の実情に應じまして価格支持制度もございます。しかしながら、どうもそれだけではなかなか進まないということで、片一方で米を休む人、米をつくらぬ人にも、生産調整という形で千七百億もの金を出す。そんな中でも、単に休むだけでなく、他の作物へ転換するという人は、さらにその度合いに應じてその奨励金の単価を高くするといふふうな芸のこまかい政策もとします。さらに、これも単年でなくて三年ないし五年にわたつて出すという政府としては約束をする、

こういふ施策をいろいろやつておるわけでござい
 ます。さらに、米価というものが他の転換作物に対
 する有利性を依然としてなかなか縮小できない以
 上、食糧が無制限買入れということをやっている
 以上は、どうしてもつくつてしまふということ
 から、今年度から買入れ制限ということも打ち
 出しておるわけでございます。ただ、御指摘のよ
 うに、基本的にやはり米作から転換をしていく。現
 在、御承知のように、日本の自給率ということを計
 算してみますと、米については一一・八%にもな
 りません。しかし、他の作物につきましては、八五だとか九〇
 だとかいふふうな数字のものが多くという状況で
 ございます。そういう方向への転換をはかるとい
 うのは、私ども、五十二年までの生産及び需給調整
 の見通しはつくっております。さらに、過剰委員
 会のいろいろ御検討の結果もございまして、米だ
 けにつきましては、この五十二年までの長期需給
 見通しをさらに地域的に細分をいたしました農業
 生産の地域分担の指標というのを現在試案をつ
 くつて、発表いたしておりますが、この際には、米
 につきましてはさらに最近の時点の要素を取り入
 れまして修正をした数字も作成をいたしました。地
 域分担の指標をつくつておる次第でございませ
 ぬ。私どもとしては、そういう長期見通しと、地域分
 担の指標、これを一つの数量的な目標にいたしま
 して生産の転換をはかるといふことが政策の大前
 提でなければならぬと思っております。かりに現行法の
 もとで無制限買入れをいたしましたも、それは
 食糧が買わないだけであって、買わない以上はや
 はりどこかのところで流通をするということに相
 なりますと、国民経済的に余りあるものがある
 かでまた余るといふことになるわけでございま
 す。その点の基本的な農政の展開ということが
 基本的に樹立をされなければならぬ、こういう姿
 勢を私どもはつきり打ち出しておるわけでござ
 います。

そこで、そういうものと並行いたしました、食
 糧制度をどういふふうにするかという問題がござ
 います。当面、私どもは、現在の食糧法のもと

で、なし得る限度においてこれに対応いたしてゐるつもりでございます。基本的にこの食糧制度を法律制度の根本にわたつてどのように持つていくか、これは再検討すべき時期であるという点については、おそらくこれは消費者、生産者の方々も大体これはもう一致をした意見でないかと思われまゝです。しかしながら、現在の生産者の立場から見ますと、やはり農政の転換、展開ということが、本来農業というものが長期的な政策を擁しなければならぬか地についていけないところかば、早急に切りかえることにはなかなか政治的反映も強いものがございます。また、消費者の面から見ても、従来いろいろ味の点とかあるいは配給制度に対する御不満も多々ございますけれども、やはり一定のものが一定の価格で買えたという特に所得の階層によつては一つの安心感というものもあったというところから、私どもとして、これを大きくどのような形に切りかえるかという点については、まだ明確な結論が得られないでいるというのが率直な実情でございます。私どもとしても、今後食糧制度というものが、まあ不足時代に発足したにせよ、数十年にわたつて国民生活の中に存在をしてきたことから、いろいろなその制度に関連をして生産をしあるいは消費をしておるといふ事実がある。こういう事実をいまの実態に合うように持つていくような見きわめをつけた上でやはり再検討の内容というものを明らかにしなければならぬというような意味合いで、やや御指摘の御意向からは慎重にかまへ過ぎておるのかも知れませんが、問題が重大なだけに、慎重に、また、一たん手をつけた以上は、国民的にも納得のいくような線を打ち出したいと思ひまして、いろいろ各方面の御意見も聴取をしながら今後慎重に検討を進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○木村禮八郎君　いろいろ御答弁をいただきましたが、私は政府の基本的態度を質問しているので、特にこの過剰米処理につきましては、その検討会の報告が基本的な態度というものを明確に

する必要があるというこれが巨額な財政負担を伴う過剰米処理にあたつての前提条件だということに報告されておりますし、それが事実あるから問題にしているわけですよ。

しかし、私は、むしろ農林当局に同情しているんですよ。同情しているということは、むしろこれは総理大臣にほんとうは質問しなければいけないですよ。やはり日本の経済の構造的に一つ大きな原因があると思う。たとえばいま重化学工業中心にいわゆる高度成長をやっちゃって、物も金も労働力も重化学工業に重点的に注ぎ込んでやって、農業とか中小企業とかそっちのほうに對する投資を怠ってきたんですよ。そういうものとで苦心慘たんをしているわけだ、農林当局は。その基本的な構造を直す努力せずして、依然として重化学工業中心の、物も金も重化学工業のほうにどんどん行くような、それを前提として、農林当局にあれしろこれしろと言つたて、私はそれは気の毒だと思ふのです、むしろ。同情しているんですよ。だから、むしろそこを突き破らなきゃいかんと思う。やはり日本全体の資源配分の問題だと思ふ。だから、もっと徹底的に、さっき長官が言われましたが、四十六年度で稲作転換に四百二億計上しているなんて、こんなものじゃだめですよ、こんな規模ですよ。ですから、もっと農業投資をやつて、減反しても採算が合うような稲作にする。そうすると、かなり減反するでしょう。數量を少なくしても、今度は生産性が上がるからね。そして、今度は、思い切つて稲作以外のほうに転換していく。それには、やっぱり農業投資がちゃんと必要ですよ。それをやらなきゃ、いくら口で言つたて、私は問題は解決しないと思ふんですよ。そこに問題がありますからね。こういうことで、ミクロ的なことで農林当局を責めてみたところで、あんまり実のある質問じゃないと思いますからね。しかし、その点は、やはり今後の大きい一番基本だと思ひますから、長官もただ食糧庁長官というだけでなく、そういうところについても大いに発言しなければだめだと思ふんですよ。

よ。われわれいくら努力したって、基本のそこがくずれなければだめです。重化学工業にばかりどどん物、金、労働力を注ぎ込んでいてね。構造的にやはり大きい転換をしないかなければいけないと思ふのですがね。それは意見ですけれども……。

それから第三の質問は、もうこれで終わります。買入れ制限の問題です。買入れ制限をして、五百八十万トンですかね、それ以上つくったものは農協に売って自主流通米でこれを処理しなさい。それは物統令をはずすというのでしょう。物統制令をはずすと。そのために、消費者米価が実質的に値上がりするんじゃないかというところが非常に心配されている。政府は、生産が過剰のもで値上がりするはずがないはずがないと言っている。はずがないと言っただけで、そのところをはつきり上がないと言えぬのかどうかです。今度、お米屋さんには、自主流通米で売ったってかまわないで、配給米を。そうなる、どうしたって上がるんじゃないかと、こう思ふのですが、その点はどうなんでしょう。そのところをひとつ……。

○政府委員(亀長友義) いまの御質問に関連しまして、現在、この制度になっておるわけでございます。現在、政府の配給米と自主流通米というのがございます。政府の配給米につきましては物統令を適用いたしまして、自主流通米につきましては物統令ははずれておるわけでございます。御存じのとおりでございますが、四十六年度は、政府買入れ米は五百八十万トン、残りは自主流通米ということで、これはもちろん自由価格ということでございます。

そこで、はずれた後に末端価格が上がるかどうかという問題でございますが、現在でも、自主流通米の価格は、もちろん品質のいいものを農協としても生産者からも政府より高く買って末端でもいいものを売るといふ主義でございますから、もちろん配給米よりは高い状態でございますが、しかし、経済的には、もう私が申すまでもなく、政

府配給米の値段というものに経済的には関連をもちまして、簡単に言えばあ足を引っぱられるというふうなことで、その間におのずからそこにバランスができて米の末端価格が形成されておるといふのが実情でございます。そこで、物統令をはずしますと申しますのは、今後政府の配給米についてだけでございます。当然そうなるわけでございますが、その際に、政府としては、政府の売り渡し価格は今年度はそのままにする。さらに、中間マージンの増高ということも考慮いたしまして、昨年よりも一俵について六十五円だけ割引をして、六十五円だけ安く政府は卸していく方針にいたしておるわけでございます。ただ、御指摘の

ように、いまのような人件費等の値上がりの時代だから、中間マージンがふえて、配給米のほうも値上がりするんじゃないかという御懸念は、これは当然あり得ると思ひます。問題は、私どもは、やはり物統令をはずす以上は、これを経済的に押えるような努力をしないかぬということではないかという施策を考へております。物統令をはずすまでは準備万端を整えたいというところで、いろいろ企画庁とも相談いたしておりますが、これは一つには従来のような米の末端への販売方式、こういうものを根本的に変えていくという計画が三年ほど前からございまして、いわゆる大型の精米機を備えつけて一季に精米をする、これによって精米コストというものが非常に下がる。それから大都会のように、たとえば一つの銘柄米が年間供給力があるというふうなものはございせん。大都会というものは、やはり全国各地の米が入ってくる、こういうもので、適正な混米と申しますか、そういうものによって品質も年間なるべく一定限度を維持するような方策を大型の精米でやる。それを小袋詰めにして末端には配給する。こういうふうな流通経費の削減といふことを第一に考へておるわけでございます。これは三年來実施しておりますので、大都会におきましてそういう大型精米等の支配率というものは非常に高まっております。

それから販売業者の問題でございますが、従来企業制限のございまして、これを根本的に再検討して、新規業者の参入等についても検討をする。特に袋詰めが市場で流通の大半を占めるというふうになりますと、末端店舗においても必ずしも従来のような精米機を備えた小売店ではなくて、一般商品に準じたような形でかなり広範な店舗において小売りは行なうことができるという面の改善も考へておるわけでございます。これは競争原理の導入というふうな企画庁からの強い要請もございまして、そういう点について検討を進めておるわけでございます。

その他、基本的には政府の売却操作ということが大きな問題にならうかと思ひます。この点で、私どもは、従来よりも特に大都市におきましては弾力的な運営をするようなことを具体的に検討を進めてまいりたいと思つております。

以上のような施策をいろいろ総合的に検討して、そういう形で政府の卸価格等はそのままであるにもかかわらず、中間段階でのマージンのなによりによって末端価格が値上がりすることのないよう、施策を考へていきたいと思つております。○木村福八郎君 いろいろ質問がありますけれども、大臣に対する松井さんの御質問があまりのようです。私はこれで一応終わります。

○松井誠君 大臣にせつかういふのをいただいたのでお尋ねしたいのですが、質問の順序が逆になつてしまつたので、その前に、大臣にお伺いする前提の問題を事務局にちよつと一、二点お伺いしたいと思います。

このあいだいろいろ資料をお願いしまして、資料をいただきました。そこで、私がやっぱり問題にしたいのは、長期的な需給の關係がどうなるかというその問題にまだまだ疑義があるわけですね。将来の供給の見通しでありますけれども、千四百万トン台が定着できるかどうかという問題について一つ長期的な見通しとして必要なのは、やはり規模別の農家の反収というものが長期的にどうなつてきているのかというそのことは相当大事

な資料になるだろうと思ふのです。これからあと、経営規模が拡大するような形に確実になつていくのであるかどうか、あるいは、そうじゃないと、現在のような零細規模が続いていつて転業という形で切り抜けていくという形になるかどうか、そのどつちかにいかによつてずいぶん違ふわけでありまして、したがって、経営規模別の反収というものを押えておくというところは非常に大事だと思ふのです。ところが、その経営規模別の反収というものは、いただいた資料には、四十一年と四十二年の二つしかありません。私はこれはもう少し長期的なものがあればもう少しわかるかと思つたんですが、これしかない。もう一つは、このあいだむずかしいと言われましたけれども、兼業別・専業別の反収、これもこれからあと兼業がどの程度進むか進まないかという、いまの木村先生の話じゃありませんけれども、高度成長というものが兼業というものを促進していくとすれば、一体その兼業の反収というものと専業の反収というものはどういふ開きがあるのかないのかということも大事な資料になると思ふのですが、これも全然ない。こうなりますと、私は、一番大事なのは、長期見通しの供給の側についての資料の科学的な根拠というものが非常に薄くなるのじゃないか。そういう気がするんです。その四十一年と四十二年しかやらないかという理由は、どういふことなのか。そして、こういう規模別反収というものの長期見通しにおける重要性というものがいつては一体どういふようによつてお考へになつて

○説明員(内藤隆君) ただいまの先生の御指摘の点についてお答え申し上げますが、実は、規模別の反収につきましては「農業調査」が一般的な根拠がある調査であるというふうに考えられますので「農業調査」の数字がおります年度を採用して先生のところにお出ししたわけでございますが、先生御指摘のように、長期的に見ます場合の一つの数字といたしましては、水稻の生産費調査におきまして規模別の反収というものが出て

第五部 大蔵委員会会議録第二十号 昭和四十六年五月十八日【参議院】

でございますが、生産費調査は、御案内のように、平均的な生産費ないしは規模別の投入の費用、それから労働時間というようなことの組み合わせ、その費用合計というようなものを調査するようないし設計になっておりますので、規模別の反収というふうなことの動向をそれから見るというふうなことは若干困難でございます。ただ、最近国会に提出いたしました年次報告におきまして三十九年と四十四年につきまして規模別の反当の収量というものを提出してございまして、その傾向というものは、たとえば東北の典型的な水稲の生産地帯の生産費調査農家について調べてみましても、一町から一町五反層というのが三十九年におきましては反収において最低、それが四十四年段階になりますと今度は最高になるというふうなことで、どうも反収の信頼性というふうなことからいいますと生産費調査の規模別の農家を採用するのは問題があるというふうな意味でお手元に差し上げなかつたわけでございます。生産費調査のそういう年次別の長期の変動は別にいたしまして、全般的な毎年度の生産費調査の傾向から申しますと、規模別には規模の大きいもののほうが若干反収が多いのではないかとというふうなことは一応推論されますけれども、数量的な根拠として先生方のお手元に差し出すには統計的に非常に不備と、こういうふうな考えでございまして。

それからなお、専・兼別の反収につきましても、それを目的とした調査がございせんために資料の提出をいたしませんでございまして、センサスその他の際の付属資料、それから一般的な伝聞というふうなことから申しますれば、専業というほうがやはり兼業農家より平均的には反収が高い傾向にある、そういうふうな私どもも存じている次第でございます。

○松井誠君 まだ実は二、三お伺いをしてから大臣にお伺いしたいと思っておりますけれども、時間があまりないようでありますから、大臣にお伺いしたいと思います。

私、この前にも申し上げましたんですけれど

も、四十二年から千四百万トン台というふうなものになった。これが一体定着をするのかどうかというところ。それから消費の面について、これは一人当たりの消費量というものは減少していきだろというところは常識的にはわかるわけでありましてけれども、しかし、その問題でさえも、必ずしもそうでもないという見解もあるわけですね。そういう意味で、私も、需要の面も供給の面も農林省が立てておる長期見通しというものの科学的な根拠というものが一体あるのかどうかというところを再検討をする必要がある、こういう意味でいろいろ実は質問を申し上げ、資料もいただいたわけですね。それからあと農地というものはだんだん少なくなつて、したがって、これからあと反収が一体どうなるかというその問題に長期見通しとしては相当大きな比重を置くべきではないか。いままで農林省は長期見通しをやりまして、これは経済の成長率ほどじゃないにしても大体狂りの原則みたいなことであつたとして、私はなぜ狂つてきたのかというその理由がいまいろいろ議論をしておつたわけであつた。それは、必ずしも見通しが科学的じゃないかと思つた。これは、原因があるのじゃないかと思つた。たとえば、これからあと反収が必ずしもふえていかなければならぬと思つた根拠というものはいろいろある。これは私のまあ素人なりの一つの思ひつきかもしれないけれども、いま言いましたように、規模別の農家の反収というものを比べてみますと、やはり趨勢としては大規模の農家のほうが反収が多い。反収のふえる伸び率そのものは、小規模の農家でも、あるいは大規模の農家でも、ほとんど違つていない。しかし、もともとの反収が違つてくるから出発をしておりますから、伸び率は同じでも、だんだん反収の具体的な量は差が開いてくる。将来、小規模な農家が何かの形で大規模な農家というふうになるというところであれば、それなりの収量の見通しというものはできるでしょう。ところが、そうじゃないと、小規模は小規模なりに零細経営という形が

残つたままでは、いろいろな形でしるいでいくとすれば、やっぱりそういう収量というものが基本に相当ならざるを得ないでしょう。ところが、そういう具体的な資料というものはほとんどないわけですね。われわれ常識的に考えて、いままで農家戸数の減少のしかたというものは非常に少ない。農業人口は減つてきますけれども、農家の戸数というものは減り方は少ないといふままの常識的な経験から言つて、経営規模そのものあるいは農家戸数そのものはそんなに減らないんじゃないか、経営規模そのものは必ずしも拡大をしないんじゃないかということになると、ますますこれからあと兼業というものが多くなる、だんだん荒らしづくりというふうな形になつていくというところになると、そういう面から反収がいままでどおりの一本調子で伸びるというところについて相当の疑問があるんじゃないかというのが一点です。

もう一つは、機械化がだんだん進んでいく。いただいた資料によりますと、動力耕うん機というのは、まだ壁にはぶち当たつてはおりないにしても、伸び率は低くなつてきております。だんだん機械が中型化、大型化になつていく。そうなりますと、いわゆる労働集約的な農業から、粗放農業といひますか、そういうものになつていくとすれば、大型の機械になれば反収というものは減つてくるというものは私は常識だと思つた。しかし、これはあとでまたもう少し事務局に聞きたいのです。必ずしもそういう資料もなさそうなんです。ね。しかし、そういう面でもやっぱりもう一つは反収が減るのではないかと、あるいは少なくとも頭打ちになるんじゃないかという疑問を持っております。それが二つ目ですね。

それからもう一つは、これは例のうまい米づく運動というものが全国的に普及をした場合に、一体反収がどうなるか。これはこのあいだの農林省の説明では、実際はたいした違いはないんだと考へておる、こういうことです。われわれの普通いわれている常識から言つて、いわゆるうまい米

というのは、大量にとれる米に比べて一割くらい違うというのが常識だと言われておる。しかし、違ひはないだろうという根拠の具体的な科学的な根拠というものはなんにもないわけですね。そのうまい米づく運動というものが進んでいった場合に、一体反収がどうなるかという問題が一つある。

もう一つは、これはこれからお伺いをしてなければならぬですけれども、いわゆる公害の問題にからんで、農薬の使用というものを差し控えてくる傾向はないのか。佐賀県でわらにBHCが入つておる、それが乳牛の体を通して牛乳にBHCが入つてくる、そういうことでBHCの使用そのものを相当控えるという状況になつていく。佐賀県という生産力の非常に高いところがそういう形になつてくるとすると、BHCの問題はずいぶんいろいろいわれておりますから、そういう問題で農薬の使用を控えてきたときに、一体反収がどうなるかという問題がもう一つあります。

こういう問題を考へてきたときに、四十三年に出した農林省の「長期見通し」の供給のほうですね、これが一体自信が持てるのかどうか。そこで、大きく農業政策を転換をしないかならぬというそれだけの科学的な根拠としてあり得るのかどうかという疑問を私はこのあいだ提出をしたわけですね。それをまとめて言へばそういうことなんですけれども、まずその点からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どもがふだん考へておりますむずかしい問題をたくさん御指摘いただいたわけでありまして、農業基本法が制定されました十年でございますが、私も、この十年を顧みまして、基本法が指向いたしておりました自立経営農家の確立ということにつきまして、これは私も理想といたしたほど成果があつておらないというところは事実でございます。私も、当時国会で農業基本法制定に当たりました一人といひましてつくづく考へてみますと、当時から日本経済が高度に成長はいたしてまいり足取

りでありましたけれども、地価の高騰がこういふふう激しくなるといふことは、ほかの方はどうでありますか、私などは実はあんまり予想しておりませんでした。いま、総合農政を実施してまいりますために、規模拡大を言っておりますけれども、地方都市周辺におきましては地価の関係等で規模拡大がなかなか困難であるといふことは、いかなることはできない事実でございます。私どもは、しかしながら、わが国の農業が競争力を持つたしつかりした体質の農業に育成していく、そういうものが中核になって日本の農業を維持していくということが必要なことであると、こういふ考え方で一応規模拡大を目ざして、総合農政の推進をいたしておるわけであります。その農政と取り組むつ、米のお話を考えてみますといふと、ただいまの反収でございますが、これはもうすでに事務当局からお話を申し上げたかと存じますが、最近までの傾向は、逐年、やはり反収量は増加いたしてきております。これがどこまでまいりますか、農林省の技術会議、附属のそれぞれの機関等においては専門家がいろいろ研究はいたしておりますが、まだ収量がふえていく傾向であることはそういうところの報告でも示しておるところであります。そこで、いまお話しのごさいますたりまい米、これは地方の農業の古老のお話を聞いてみますといふと、やはりうまい米といふのは収量が少ないといふことをずっとわれわれは教えられておるわけでありまして、銘柄米など特にそういうふう言われまますけれども、技術者の調査を依頼いたしますと、必ずしもこの説を肯定いたしておりません。その辺について、私どもとしては、まだ研究を掘り下げていかなければならないのではないかと思っておるわけでありまして、お話しのごさいます農政につきましましては、BHCであるとかDDTといふふうなもの使用を禁止してしまいました。したがって、そのほかの農業でもかなりいろいろな規制を加えておるわけでありまして、そういうことによつて反収がどの程度影響を受けるかといふことは、禁止いたしま

してこれからの実験でございますので、十分にまだわかつておりませんけれども、これも一応反収には影響のあるものである、このように私どもは素人なりに考えておるわけでありまして、総じて、生産性といふものはやはり少しづつ上がつてきておりますので、この傾向でまいりますならば、五十二年の長期見通しにつきまして、一応農林省としてはいろいろのデータを積み重ねて需要供給の観測をいたしておるわけでありまして、なお、お話しのごさいますような点については、この上にも十分検討してまいりたいと、こう思っております。

○成瀬幡治君 私、姿勢と申しますか、そういうことでお尋ねしておきたいと思ふんですが、けさ食糧庁長官にお尋ねしたわけですが、これも「毎日新聞」なりあるいは全日農が、農政のしわ寄せによつて自殺した人がある。「毎日新聞」は七名、全日農は八名と報告しておりますが、全く、その政策の犠牲になられて、それが原因で自殺されたというなら、たいへんな問題だと実は思つておたんですが、そういうことに對して事情が調査してない。それは、理由は、あまり個々の問題について何だといふやうなことに立ち入るといふことはいかかといふやうなことでは、政治が一つでも間違つたことによつて自殺者を出したといふやうなことは、実は重大な問題だと思つております。大臣は、こういう問題について、どうお考えになっておるのか。いわゆる政治姿勢の問題について、非常におかしいと思ひますから、その点を申し上げて、あとでそれに対する御意見を聞きたいと思ひます。

それから大蔵大臣にお尋ねしたい点は、米が余つてきたと、だから今度食糧管計を四千億埋めましますと、こうおっしゃる。それは国民一人当たり平均四千円のお金を使うことになるわけですが、消費者米価は据え置かれたかもしれぬけれども、実質的には国民がそれを負担しておるわけですが、何か、こういうことになると、すぐ金で勝負しよう

じゃないかと。今度、ニシンの問題について四十億とかなんかというまで金を出そうとしております。それから繊維がいかなかったからというので六十億金を出そうじゃないかと。考えてみれば、政府が出すのじゃなくて、国民全体が負担をしておるわけですね。私は、ニシンの問題なんかで言へば、一つの外交折衝の問題であり、いろいろな問題だと思ふ。繊維の問題につきましても、いわゆる貿易の自由化等、その他いろいろ一つの国内政策のしわが逆にそういうところにはね返つてきていふと思ふ。ですから、そういうふうな国のお金と申すものを、何かこう金を出しさえすればそれで金で解決していくんだというのじゃなくて、もう少し政策の面で事前にそういうやうなことがやつていけないものであらうか。総合農政が出てから十年だとおっしゃる。過剰米が出てきた。どうにもしようがない。これで見ると、テレビまで今度広告してやるなんという全くふざけたやり方のあるところにお金を使つていくわけですね。こういう姿勢といふものがいかぬじゃないか。大蔵大臣、もうこういふところには、もう少し金の効果的なと申しますか、うしろ向きのお金をあんまり出さずに、前向きのはりに金を出すという姿勢といふものが非常に必要じゃないかといふふうにお感じしております。何かおつかもつさで行つて、そして金でしりをぬぐつてくる。大臣は気持ちがいいかもしれぬ、これはおれが金出したんだと。考えてみれば、負担は国民なんですから、たまたまものじゃないと思ひます。政治の姿勢と申しますか、そういうことについてどういふふうにお考えになつていられるか、この二つをお尋ねします。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は財政金融を担当しておりますが、これは私なり大蔵省がその金を自由にしているんだという考え方はもう全然持つておりません。これは国民の大事なお金をお預かりしているのだ、そういう気持ちで財政金融の運営に当たつておるのであります。最近、うしろ向きの対策のために金が必要。私はこれは非常に残念

なんです。残念なんです、さてしからば、たとえば繊維の問題、これをほつておいていいものだらうか、ニシンの問題はほつておいてそれで済むものであらうかといふと、これは外交の問題、いろいろあります。あります、それはそれなりに手を尽くすんですよ。尽くしても、なお事態は解決されない。中小企業者のこと、中小漁民のこと、こういうことを考えますと、何らかの措置が必要になつてくる。そういうやうなことでうしろ向きの金も出さざるを得ない、こういふふうになるわけでございますが、しかし、私は、この出さるお金といふのは、国民からお預かりしておる金である、そういう意識は十分に持つており、その出す場合の内容等につきましましては厳重に検討いたしております。私は、そういうやうなお金であれば、出してくださる、預けてくださる、国民の御理解も得られるのじゃあるまいかと、そういうふうにごさいますながら運営に当たつております。御指摘の点は、全く同じやうな気持ちでやつておるといふことはつきり申し上げさせていただきます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまお話しのごさいます農業者の中に自殺者がいたといふお話、これは農業団体のお話のときにもありましたが、新聞の記事でも拝見いたしておるわけでありまして、どういふ事情でございしたか、詳しくはその事情をよく存じませんが、ただいま、私どもは、著しい勢いで変化して、その変化に対処してまいらなければならぬ農政を推進しているわけでありまして、そこで、長年の周米をつくらせておられた方が、米の生産調整をやつて、さてどういふ方向に行くべきであるかといふやうなことに

ついて御不安を持たせないやうに最大の努力をいたしておるわけでありまして、そういうことについて御心配をおかけいたすことのないやうになお大いに行政について十分注意しながら、また、団体、地方自治体等を通じて農政の将来に御不安を持つていただくことのないやうに最大の努力をいたすやうに指導してまいつておるわけでありま

なです。残念なんです、さてしからば、たとえば繊維の問題、これをほつておいていいものだらうか、ニシンの問題はほつておいてそれで済むものであらうかといふと、これは外交の問題、いろいろあります。あります、それはそれなりに手を尽くすんですよ。尽くしても、なお事態は解決されない。中小企業者のこと、中小漁民のこと、こういうことを考えますと、何らかの措置が必要になつてくる。そういうやうなことでうしろ向きの金も出さざるを得ない、こういふふうになるわけでございますが、しかし、私は、この出さるお金といふのは、国民からお預かりしておる金である、そういう意識は十分に持つており、その出す場合の内容等につきましましては厳重に検討いたしております。私は、そういうやうなお金であれば、出してくださる、預けてくださる、国民の御理解も得られるのじゃあるまいかと、そういうふうにごさいますながら運営に当たつております。御指摘の点は、全く同じやうな気持ちでやつておるといふことはつきり申し上げさせていただきます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまお話しのごさいます農業者の中に自殺者がいたといふお話、これは農業団体のお話のときにもありましたが、新聞の記事でも拝見いたしておるわけでありまして、どういふ事情でございしたか、詳しくはその事情をよく存じませんが、ただいま、私どもは、著しい勢いで変化して、その変化に対処してまいらなければならぬ農政を推進しているわけでありまして、そこで、長年の周米をつくらせておられた方が、米の生産調整をやつて、さてどういふ方向に行くべきであるかといふやうなことに

ついて御不安を持たせないやうに最大の努力をいたしておるわけでありまして、そういうことについて御心配をおかけいたすことのないやうになお大いに行政について十分注意しながら、また、団体、地方自治体等を通じて農政の将来に御不安を持つていただくことのないやうに最大の努力をいたすやうに指導してまいつておるわけでありま

○成瀬瀧治君 農林大臣、その事情調査をしていないというところに私は非常に問題があると思うんです。新聞であれだけ出て、あるいは全日農が言ったときに、どうなんだという事情調査をすべきじゃないか。それが行政の責任者だというふうに言いたいわけですね。その調査をしないところに農林省の今日の間違つた姿勢があるんじゃないかというところを指摘したいわけですね。

それから次に申し上げたい点は、けさ、新聞に、対中国との関係で契約栽培の問題が出ておりましたですね、高級野菜等の問題で。私は、前向きで農政に取り組むというなら、少なくとも、国内で、転作なりあるいは休耕等、いろいろな問題が出ています。片方では野菜だけでございましてね。ですから、契約栽培等の問題についてもっと力を注いでいくべきじゃないだろうかという意見を持っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 外地との契約栽培等、これはいろいろお話しもございしますが、たとえば、私どものほうでは、現在、濃厚飼料の原料でありますトウモロコシ、マイロ等は、アメリカ等からかなり買っておりますので、こういうものについていわゆる開発輸入というふうなことがもつとコストの安い地域で行なわれるという一たとえば東南アジアなどにそういう計画もあるようでありまして、そういうことについては、私どもにとりましてもたいへんけっこうなことだと思っておりますが、わが国で農業を推進していくために、農業を維持してまいりますために、ぜひつくっていくかなければならないようなものについて、たとえば東南アジアでは安い米がでますけれども、米をそういうことをやらせるわけにいきません。したがって、総合農政で私どもが農政推進のために必要な作目等についてはそういうことについては考えないほうがいいのではないかと、このようなことで対処いたしておるわけでありまして。

○成瀬瀧治君 ちよつと、大臣、趣旨が違つています。中国との間に高級野菜で契約栽培をやらせたくないかというふうなことが出ておつて、何か

訪中使節団を十名から二十名くらい編成して六月にそれが出発するんじゃないかというふうな話があるんですから、とするなら、国内でいま野菜だけが困つておるわけですね。ですから、消費地との間に契約栽培というふうなことを、せつかく農業指導員等もおつて指定地生産等もやられるわけですね、品目も少しふえておるようですね、十一品目ですかふえておるようですね、そういうところにもう少しお金を出して、そういうところにもう少し力を注がれるようなことをやられる。いわゆる生産から流通まで一貫されたことについてもう少しお金を出したらどうか。たとえば、いま四十億前後ぐらいですね、今年度は。そういうものにもっと予算を使い、そうして、たとえば東京都なり大阪なり名古屋等の大きな都市がほとんどに野菜というものが契約栽培され、計画輸送され、いろいろなことになつてくるなら、もっと安く、しかも農家で言うなら収入が保障をされてくる。いわゆる農家の庭先で五十円の大根が、家庭で買ったときには二百五十円したなんという、そんなばかげたことのないようになつてくるので、それから、そういう契約栽培の方途をちゃんと検討され、力を注がれるのが妥当ではないかというふうに考えますが、どうでしょうか、こういうことで

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘のありました国内における契約栽培方式につきましては、最近各方面で検討され、また、研究されつつありますが、問題は、われわれといたしましては、現在の既存の産地と既存の商業ルートに対する一つの刺激的な効果があるのではなからうかというふうに思つております。また、産地直結の一つのあり方として、ただいま御指摘の契約栽培がございしますが、各都道府県あるいは地方自治体におきまして、現在、産地の選定あるいは契約品目についていろいろ検討されておまして、われわれのほうにも御相談がございしますが、問題は、そのでまじしたときの価格いわゆる取引価格をどうきめるかというふうな点につきまして、また、販売方法をどう

いうふうに進めるのだ、やはり既存の小売りルートに流していくというふうなこと等につきましてもいろいろ問題が残つておりますので、われわれといたしましては、検討しながら前向きで対処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○成瀬瀧治君 それでは、五十二分まででさうです。それから、時間がないから、大臣になるかあなたになるかわかりませんが、いま、過去五年でさうか六年でさうか、その平均の八割ですか七割しか補償はできないことになっていきますね、生産者農家が農協を通してやつたときに中央卸売市場で。こんなばかげた価格補償はないんですね。過去五年なり六年の平均の七割なり八割でしよう、いま補償するといふことがきめられておるの。これを、それじゃ、なしにするという考え方はございしますか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいまの価格補てんの立て方の一つに、過去七年間の市場価格を前提にいたしておられますが、その価格は単に過去七年間のものを直ちにいたしたくのではなくて、それぞれ毎月ごとの物価修正をいたしまして平均市場価格を計算しております。その平均市場価格と補てんすべき価格基準は、平均市場価格の四分の三、約七五%でございますが、四分の三といたしまして、それが補てんすべき基準価格ということでは物価修正をいたしておりますので、過去七年といひますけれども、相当価格そのものの補正は行なわれておるのでなからうかと思ひますが、いろいろ各方面から現在の野菜価格のあり方について御意見なり御批判がございしますので、われわれといたしましては、農林省でいま鋭意検討いたしまして、次の機会にはできるだけその点につきましては農家が農家生産のほうで安心して野菜生産と取り組めるような価格基準にいたしたい、こういうふうに思つて検討いたしております。

○成瀬瀧治君 それじゃ、たとえば自治体が、東京なり東京都が、ある農協との間に自主的に契約しますね。そのときに、いま言つたようなあなた

のほうの価格が一番問題なんです。そこで、価格補償の問題について、いまの取りきめのある七年間の価格修正をした七五%というのを無視してもいいですか、それは、自由裁量にまかされますかどうですか、そういう用意がございしますか。

○政府委員(荒勝肇君) われわれのほうといたしましては、政府が指定産地制度を設けて、また、価格補てんの対象になつております野菜の種類につきまして、いわゆる中央卸売市場に出荷いたしました野菜で価格水準を割つたものについて野菜生産出荷安定資金協会から価格補てんの財源を支出することになつておまして、そういうルートのものでございまして一つの価格補てんの義務支出をわれわれとしては受けなければならぬと思つておりますが、いわゆる地方自治体あるいはその他の団体が自主的にやりになります契約栽培につきましては、そのあり方にもよりますが、われわれといたしましては、ある程度自由裁量におまかせ申し上げたい、こういうふうに思つております。ただ、自治体等から御相談があれば、その取りきめるべき価格水準等については、われわれの持ち合せております資料等を参考にいろいろ御意見は申し上げたい、こういうふうに思つております。

○成瀬瀧治君 要は、私は、契約栽培されて、それが中央市場を通過して、市場法でいふようなことがあるんですね。ありますが、その中でいま言つたように価格補償が一番問題なんです。農民のほうで言へば、契約栽培がしたいわけなんです。ただ、しかし、売つたときにどうなるんだと。そこで、地方自治体のほうとして、いや去年の相場できめまうよ、あるいは去年の相場に物価の値上がり等があるから二%上のせしめようということをきめたつて、それはあなたのほうでは文句は言ひませんか、こういうことを聞きたいわけなんです。

○政府委員(荒勝肇君) ただいまの答弁が少し長々なりましたけれども、それは自由におまかせ

○鈴木一弘君　農林大臣に伺いたいんですが、先日も農林省のほうから御答弁をいただいていたのでありますが、戦前戦後を通じてまいりましたのであります。今回のように過剰米が非常にあふれてきて、今回のようにならぬものではないかと思つて、約六百六十万トンというものを処理しなきゃならぬのではない、こういうふうになってきておりますが、その過剰米が出てきた一つの大きな理由が、一人当たりの年間消費量というのが非常に少なくなつてきている。戦前の昭和九年から十三年が総体的穀物で百五十七・七キロ、そのときにはお米は百三十五キロで、小麦が八・六キロである。そのほかに、大麦、裸麦というものがある。それが増加して、それがだんだん減少してきて、現在、このあたりの答弁では、昭和十四年が、お米が一人当たり年間消費量が九五・三キロ、それに比べて小麦が三十一・三キロというふうに非常に大きいわけですね。一方で、はっきり申し上げて、主食の自給ということとは、当然これは大きな農政目標になつておる。それでいながら、小麦が増加をし過ぎてゐるのではないか。これがほとんど輸入といふことであります。そうすると、農政全体の行き方としても、食糧自給ということを考えれば、米の消費といふものをもう少し方法を考へるのがほんとうではないか。そういうような主食全体に対しての指導といふものがどこか抜けたところがないか。過剰米があふれてくるという一つの大きな原因になつたんじゃないか。総体的に穀物全体でも減つてきておりますけれども、しかし、小麦だけは逆にふえてきてゐる。そうすると、米はやはり急激に減つてきてゐる。こういう点を考へると、私は食糧の自給体制という一つの問題と小麦の問題とが大きく矛盾をしてゐるやうに感じてならないわけですが、そういう点、これは当然農林大臣としても考へていただけることだと思います。パン食がふえたから、粉食がふえたからといふことだけではこれは済まない問題じゃないか。そうして、非常に高い価格で買上げたお米を、トシ二万三千円程度で処分していくといふこと

ことになる、どう考えても私どもは納得ができないわけであり、その点をまず一つ伺いたい。もう一つ、農林大臣に伺っておきたいのは、資料として私もいわゆる「外食用の米飯の金額についての資料」というのを要求いたしまして、いただきまして。その参考のところを見ると、米飯の価格が大体百三十グラムから百四十グラム前後一杯で五十円から六十円というふうになっております。ところが、これがそのコストのほうは大体三十二円から二十六円という資料をいただいているわけであり、そうすると、倍以上の価格で売られている。こういうところにも私はもうちょっと考えるべきものがあるのではないかと、いうことを考えるわけであり、その点、二点について伺いたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話しのございましたように、わが国の国民一人当たりの穀類の摂取量は年々減少してきておりまして、最近五六年ぐらいでは、ほぼ年率二ない三％程度恒常的に減少を来しております。これをいまのお話しの品目にしてみますと、米、大・裸麦等、こういうものが年々減少しております。小麦は、パンでございますが、これは最近横ばいになっております。そして、政府は、行政的には、まあいまもお話がございましたように、長い間いろいろな学校給食等で教育された方々の食事に對する嗜好の変化もございましょうが、定着してきておりますが、私どもは、行政的には、米をできるだけ食べたい、だくようにし、そして小麦の輸入をできるだけ節約するという方向で指導いたしておるわけであり、いま申し上げましたように、急にこれを取りかえるというわけにもまいりませんが、逐次そういう方向でやっておるわけであり、それから飯屋等で出しますどんぶり等の値段のお話がございましたが、外食での米飯は原料米の倍の値段というのがどうも普通のようでございまして、これはいろいろ加工費その他のものが加算されておるのだらうと思いますが、炊事その他のいろいろな勞務賃等が加算されて、およそそういう

いままでも大体倍ぐらゐになつておるのではない
か、このように観測しているわけであります。

○鈴木一弘君　いままでも大体そういうふうに倍
になつてゐるのではなかつたかということであり
ますが、この点はよく調査もしていただいて、そ
ういうことが、たとえば米価のちよつとした動き
でもつて、本来ならば二円上がるべきところが十
円も上がるというようなことがいままでもあつた
わけなんですから、そういうところをやはり押さ
えておいていただきたいと思ひますし、また、その
指導はがつちりやつていただきたい。

それからいゝゆる農政においての自給体制の問
題でありますけれども、いまの話では、小麦がい
まは消費量は横ばいである。これはまあ御安心を
してゐるのじゃないだらうとは思ひますけれども
も、自給ということから考えたら、小麦というの
をどんどん減らしていくとか、米の消費量をふや
すという、これが基本方針として確定をしていた
だかないとまずいのじゃないかと思ひます。いま
の話ですと、そういう指導はしてゐるけれどもと
いうことでありますけれども、私は、食糧の自給
ということだけをほんとうに考えていらつしやる
ならば、余つたから減反もしよう、また、余つた
分の過剰米は何でもいいから食糧以外のことで処
理をしようという、そういう考え方にいま追ひ詰
められてきたのはしかたがない、かもしれない
が、そういう考え方じゃなくて、小麦の輸入とい
うことになればカナダとかアメリカとかのからみ
もあるということとはわかりますけれども、これを強
力に指導し抜いていくというそういう方針をとる
べきじゃないかと思うのでありますが、そういう
点をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君)　私ども、ただいま生産
調整をやりまして、それをどのような方向に転換
させるかということにつきまして一応計画を立て
ておるわけですが、ただいまお話しのござ
りました麦につきましては、だんだんとコストが
高くなつて、しかも使用量がうんと多いというこ

とになってきておるものですから、外資がいままでのように入ってきておりまして、それをいま行政的に食いとめようとしたしておる、そういうお話を申し上げたわけなんです、これからさらに、毎年の米価審議会等でも麦作対策についてこのようにすべきであるというふうな御意見も出ておりまして、私どももいたしましては、稲作転換作目の一つとしては小麦等にも生産に力を入れてまいると、こういう方向で、国内でまかなう量ができるだけ増加いたすことにとめてまいるといふ方針であります。

○鈴木一弘君　ここで大蔵大臣に一つ伺っておきたいのですが、四十六年度の予算編成、その基本方針の中に、米の生産者意欲を刺激しないために、生産者米価の水準は据え置くという方針があったと思います。そういうようなことがあったと思いましたが、その国会がまだ開かれている最中に、今回のように、基本米価が約三分、そのほかのつかみ金、いろいろありまして、四百六十五億円というものがふくれ上がってまいりました。この調子で行きますと、本年度予算がつい最近きまったばかりでありますけれども、再び補正を組まねばならないというふうになってくるのではないかと。こういう点、最初の基本方針をどうして無視しなきゃならなくなっちゃったかという点が私ども非常に疑問なんです。その点を明快なる御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君)　お話しのように、政府は、四十六年度予算編成にあたりましては、米の生産者米価、消費者米価、これは据え置くと、こういう方針を出したわけです。ところが、昨年四十五年度において二百三十八億円という奨励金を出した。これについて、ことしもそういう方式をとるのかというような議論があったわけです。私は、この方式はまあいろいろ議論があるところだろうと。米価ではないと、こういうふうに説明がされておりますが、受け取る農民のほうからいえば、米価として受け取るわけです。そういうような意味で、二百三十八億円は、ああいう方式はま

やかしじゃないかというような批判があつたわけ
です。私は、そういう御批判はごもつともだとも
思つたのでありますが、同時に、ただいま申し上げ
ましたような米価水準を置きとて、これを言
いだした。それをどういふふう調整するか、非
常に苦慮したわけでございますが、結局、これは
実態に立つことが妥当である。農民の要請、ま
た、社会的なこの二百三十八億円の奨励金の受け
取り方、そういうものを考えますときに、これ
は米価の中に組み入れても米価水準の維持とい
ふに言えるのではあるまいかと、こういうふう
に考えまして、そういうふう切り方をいたしました
わけでありまして、いろいろ見方はあろうと思ひま
すが、私どもとしては、米価水準は維持する。しか
し、いろいろ御議論のあらうことはよく承知い
たしております。かように御了承願ひます。

○鈴木一弘君 だいたひ苦しい御答弁のようだった
ので、この辺でやめておきますが、最後に一つだ
け。今度のこの法律案の問題ですが、これは今後
過剰米が出ないということが大きな前提でなけれ
ばならないと思ひますけれども、その場
合、逆に昭和四十五年度のように過剰米が出た場
合には一体どうするかという議論が一つ残つて
くるわけですね。その点はいかがでございますま
うか、その点を詰めておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、過剰米は今後
出ないという前提であらゆる施策を考へておるわ
けであります。ただいま申し上げました米価の問
題、これなんか、そういうことを配慮しながら
とつた措置、こういうふうにも御理解願ひたいの
であります。いまここに農林大臣もおられます
が、生産調整を行なう、その結果、過剰米は出
しません、こういうことを申しておるわけであ
りまして、過剰米は全然前提として考へておらぬ措
置である、さういふに御了解願ひます。

○渡辺武君 ほんの二、三ポイントだけ農林大臣に伺
いたいと思ひます。
先日、十四日の衆議院の農林水産委員会の御答
弁の中で、農林大臣は、グレープフルーツの輸入

の自由化にとつて、温州ミカンの輸入解禁の拡
大は絶対的な条件ではないと、輸入解禁の拡大
の問題とは切り離して早期の自由化があり得るん
だといふふうにとれるような答弁をなさつたわけ
です。どうも一年半ばかり前にやつた日米共同記
者会見で使われた英語の解釈がいまごろになつて
ちよつと解釈が違つておつたんだといふようなこ
とも言われてゐるわけですね、これはミカンをつ
くつてゐる農民にとつてはたいへんな問題じゃな
いだろうかといふふうに思ひます。

そこで、伺ひたいのですが、グレープフルーツ
の自由化、これは温州ミカンの輸入解禁の拡大と
切り離して行なう意図があらうのかどうか、こ
れをまず伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私、衆議院の委員会
で、ただいま渡辺さんがおつしやいましたような
お答へはいたしておらないつもりでありますし、
それから一年半前にやつた日米協議会の英語
の解釈等についても、別段解説いたしたことはご
ざいませぬ。

それで、私が終始一貫して申し上げております
のは、わが国の現在のような経済事情のもとにお
いては、やはりできるだけ自由化といふものは促
進することのほうが利益である、こう考へてお
ります。したがつて、農林省関係の物資でもでき
るだけ自由化することが好ましい。ただし、ただ
いま総合農政等で転換作物等を選んでおる、そ
ういふことに特段の力を入れようとしておるわけ
でありますので、そういうような関係にありま
すのにつきます。やはり近代化等を促進いたし
まして、それで国際競争力を持たせるように全力
をあげて育成していく。それで、なおかつまだ
間に合わないようなときには、弾力的に關稅政策等
を講じていくつもりである。これが大きなたて
までございます。

そこで、グレープフルーツにつきましては、これ
は本年の末に自由化することになつておつ
たのでありますが、政府はだんだんと——これ

はグレープフルーツばかりじゃありません、二十
品目、その二十品目を逐次繰り上げまして、四月
末に自由化する品目の中の二十品目に入つてい
たわけですね。ところが、一方におきまして、やはり
いろいろ生産者の御希望もあり、それから前任者
の御努力のことばなども残つておりますので、私
といたしましては、できるだけアメリカの温州ミ
カンの輸入解禁をふやしてもよろうに最大の
努力をしていくんだと。しかし、これがなければ
どうであるとかいふことであるといふことは別
個に考へて、できるだけ温州ミカンの輸入解禁
をふやすように努力を続けてまいるのだと、こ
ういたしてまいりました。さういふふうにお答
へいたしましたわけでありまして。

○渡辺武君 従来の農林省が国会で答へされ、あ
るいはまた新聞などに発表された立場というの
は、アメリカの輸入解禁の拡大がグレープフル
ーツの自由化の条件なんだといふのが一貫した
立場だと思ひます。それが、どうも、いま
の御答へでもわかりませんが、条件ではな
くなつたやうな感じがするわけですが、つまり、
アメリカが輸入解禁の拡大をしない場合でも、
グレープフルーツの自由化といふのはやられる可
能性があるんじゃないだろうか、さういふお氣持
ちがあるんじゃないだろうか、そのことを重ねて
伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) アメリカ側と当方で協
議をいたしました当時の記録であるとかメモであ
るとかといふものをいろいろ聞いてみたのでござ
いませぬが、どうもその辺ははっきりいたしてお
りませんが、わがほうの希望としてはできる
だけ解禁をふやそうにしたいと、さういふこ
とで、ついせんだつても、ここにおります團芸局
長をアメリカに派遣し、先方の農務省ともすい
ぶ懇談をいたし、なお継続してこれに前向きに取
組もうと、さういふやうなお話が続いて努力を
いたしておるわけでありまして。そこで、四月末に
やると言つておりましたのを、やはりなお検討を

要するといふことで、政府が一たん決定をいたし
ております四月の、全部しばらくこれからの検
討をさらに続けてまいる、努力を続けてまいると
いふことで、いまだに実行いたさない。なおわれ
われの希望がかなえられるようにいま努力を続け
ておると、さういふ最中でございます。

○渡辺武君 さうしますと、アメリカの輸入解禁
の拡大といふのは、日本政府の希望であり努力
目標だと、それで四十四年に行なわれた日米協議
の場合の確認事項じゃないといふふうには解釈でき
ると思ひますが、その点、どうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 当時私が立ち会つてお
りませんものでしたから、その時分にありました
いろいろな記録を調べておるわけでありまして、先
般もアメリカ側の者が私のところへ訪問いたしま
したときに、たまたま兩國の貿易関係の話が出ま
したときに、この一年半前にありました日米協議
会等の話も出ましたけれども、向こうの考へてお
るのとこちらの考へておるのでは若干ニュアンス
の違いはあるやうであります。しかし、私ども
は、さういふことはもう別問題といたしまして、
全力をあげて輸入解禁をふやしてもよろうに
継続して努力をいたしておると、さういふわけ
でございます。

○渡辺武君 持ち時間が来ましたので、あとはか
ためて一、二点伺ひたいと思ひます。
さうしますと、ここに大蔵大臣もおられますけ
れども、いま、日本の円の切り上げといふこと
については、外国からいろいろ強い圧力がかけて
いる。あるいはまた、直接に言つて来なくても、
実質上さういふ方向に日本は逐次迫り込まれて
いるといふことは、これはもう衆目の見るところ
だと思ひます。それをかわすためにも、自由化
の繰り上げですね、これをやらざるを得ないとい
うのが実情じゃないかと思ひます。いま、農林
大臣も、農産物の輸入自由化といふのはできるだ
け早くやりたいといふやうな趣旨のこともおつ
ておられますので、いま交渉中だとはおつ
て、さういふ事態のもとでは、

さういふ事態のもとでは、

グレープフルーツの輸入の自由化もやがて近い将来にやらざるを得ないのじゃないかと思ひます。が、大体いつごろおやりになるおつもりなのか。それからまた、グレープフルーツのあとでオレンジの自由化が行なわれやしないか。これもミカンをつくっている農家の非常に心配しているところ。オレンジは非自由化品目の中に入っておりまして。オレンジもやがて自由化されるというおそれが十分あるんじゃないだろうか。その点、農林大臣はどんなふうにお考えになつておられるのか、それを伺いたい。

それからもう一つは、ミカンは、私が申し上げるまでもなく、米と並んで日本の農業の中では比較的安定した農産物であつたわけですね。米よりも収益がいくらか多いところじゃないかと思ひます。ところが、グレープフルーツが自由化されると、直接的にはアマナツミカンとかイヨカンとか、あるいはハツサクとかいふようなところ

が直接的な打撃を受けるでしょうけれども、しかし同時に、温州ミカンも大きな打撃を受けるを得ないと思ひます。従来、外国の農産物が日本に非常に急速に入つてきて、そのことが日本のいろいろな農産品目に対して大きな打撃を与えているというの、私が資料を申し上げるまでもなく、大臣はよく御存じのとおりだと思ひます。そこで、いま、米の減反政策とかその他等々の一連の施策をやつておられる。いま議題になつています法案でも、古米の処理にばく大なお金を使うという

ようなことになつていくわけですが、この米の問題がなかなか解決できない一つの大きな原因は、私は、農民が米作以外に安心して転換することのできる農作がないということに大きな原因があるのじゃないかと思ひます。したがって、米作農民が喜んで安心して転換できるような条件をつくるために、こうした農産物輸入政策、これはできるだけ制限して、おもな農産物については自分の国で自給するという政策をとつて、価格補償政策などもかね合せて農民の自主的な転換

換のできる条件をつくるべきじゃないだろうかというように思ひますけれども、この点、大臣はどんなふうにお考えになつておられるか、あわせて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄) グレープフルーツにつきましては、先ほど申し上げましたように、私もいたしましては、自由化をする方針でおるわけでありまして。しかし、それは、先ほど来お答えいたしておりますように、温州ミカンの輸入解禁州をできるだけ——ただいま五州であります。これを拡大するように最大の努力をし、向こうも好意的に考へておつて、話を継続いたしておると、こういうことでございます。

オレンジにつきましては、私も、自由化を考へたことはあります。それから転換の作目につきまして、ただいまお話しがありまして、私も、実は、生産調整をこのように大幅にいたすからには、農家の方々に、まあ農家といひましても日本じゅうそれぞれありますけれども、ことに単作地帯の方々に、ついでにはそうであるが、転換をする作目について、このように園場整備、土地改良等をやつて、このようにするから、こういうものに転換なさいというふうなことを親切に世話をいたすだけの用意が必要でございます。政府は、地方の農政局、それから県庁、農業団体等と協力いたしまして、本年度予算にもいろいろ申しておりますが、農林省が出しております資料によりまして、とりあえず五十万ヘクタールの転換について計画的なものをだし、それから先般発表いたしました地域指標、そういうものを加味いたしまして、転換について皆さんのやりやすいように誘導してあげ

る。四十六年度予算をこらなくだされればわかります。この転換につきましては、直接間接にかんがりの予算を計上いたしております。農業団体や地方自治体の長などの団体におきまして、政府のこういう方針に全面的に協力をしてくれまして、その協議会にも参加していただいて、将来の

不安なからしめるように、転換について全力をあげていただいませうとところでございます。

○委員長(栗田栄吉) 福田・倉石両大臣に申し上げます。お約束の時間が参りましたので、御退席をいただいでけつこうでございます。ありがとうございます。

○渡辺武君 この提出されている法律案の提案理由の説明によりますと、七百万トンをこえるいわゆる過剰米の処理によつて今年度千八百億円、それから四年間に総額六千億円を上回る売却損失が予想されているわけですが、この大きな支出がほんとうに前向きな生きた支出になるためには、今後の農政が農民と消費者の要望にかなつた適切なものであるかどうかということにかかつているんじゃないかと思ひます。

〔委員長退席、理事中山太郎君着席〕

そこで、伺いたいのですけれども、いま政府は農民に対して二百三十万トンの減反を行なうわけととしておられます。それから先日は生産者米価も平均三割引き上げというような措置をとつておりました。農民のほうからすれば平均わずか三割の引き上げではとうてい経営は成り立たないというふうな強い意見もあるわけですね。この措置は、先ほど大臣の答弁を伺つておられます、農民に米作から他の作物に転換させることを考へているんだというふうにおっしゃいましたけれども、どうも、私も見ていて、転換といふのがなかなか条件として整っていない、むしろ農民を最終的に農業から離脱させる、もつと端的に言へばもう農業をやめさせて町の大企業のために安い労働力を提供するといふことが目標になつてい

るんじゃないかというふうにしか思われな

におきましては、いろいろ推計のしかたに前提はございませうけれども、五十万ないし六十万ヘクタールの余剰の水田を生ずるといふような見通しがついてございませう。そういう米の需給事情を前提にいたしまして、また、わが国農産物全体の需給の状況といふようなことから判断いたしまして、そういう国土資源の有効利用、それから農業所得という面への配慮といふことも当然考へられるわけでございますので、具体的なものに即しましてその五十万ないし六十万ヘクタールというふうな余剰水田の大部分といふようなものを他の作物に転換してまいりたいというふうなことで、昭和五十年年度までに五十万ヘクタールにのぼります転作計画を立てまして、それを推進することにした

い、こういうふうな考へました。したが

て、四十六年度以降の生産調整におきましては、もちろん地域におきまして経営、それから土地利用等の実態から申しまして、相当の休耕といふものが経過的に存在いたしますことはもちろん否定するわけにはまいりませんけれども、もの考へ方といたしましては、転作を中心と据えた生産調整を今後五年間計画的に実施していくというふうなことで、奨励補助金の各区分の単価、それから転作に伴います基盤整備その他の補助事業というふうなものに格段の意を用いたわけでございます。本年度の実施状況につきましては、現在各農家の段階に生産調整の目標数量ないしはその生産調整目標数量のこまかいこなし方というふうなものが相談されている段階でございますので、的確なことはまだ申し上げられる段階ではございせんが、初年度十五万ヘクタールというふう

に想定計画をいたしました生産調整の目標面積に關しましては、作目別に若干の変動は当然あるといふふう

○渡辺武君 いまお答えがありましたけれども、重ねて伺いたいですけれども、私、昭和四十四年度の生産調整の実績をちょっと調べてみたのですけれども、百三十九万トンですか、この中身です、これはどんなふうになっておりますか。ほかの農産物への作付転換が何%かというよりなところでお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(内藤隆君) ただいまごまかい数字についてお答え申し上げますが、おおむね約六割が休耕でございます。――それじゃ、具体的に申し上げます。転作が全体の二%でございまして、実収の面積で申し上げますと七万九百ヘクタール。それからその内訳でございますが、飼料作物が一萬四千八百ヘクタールでございまして、転作全体の中では二%、それから野菜が二萬八千八百ヘクタールで四%、それから豆類等が九千二百ヘクタールで三%、そういうふうなものが主要なものでございます。

○渡辺武君 そうしますと、先ほどの御答弁ですと、休耕は約六割と、正確には六六%ですね。それで、作付転換は二%だと。しかも、その作付転換の中身を見ますと、野菜への転換が四一%で、飼料作物が二%、こういうことになっていくわけですね。ですから、この数字をちょっと見ただけでも、生産調整そのものを農民がどう受け取っているかということがはつきり出ているのじゃないかと思うのです。つまり、休耕が六六%もして、ほかの農産物への転換をやった場合でも、比較的米への再転換のきく野菜だとかあるいはまた飼料用の作物などに中心を置いてやっているというのが実情じゃないかと思うのです。このようになってまいりますと、政府は作付転換のためにいろいろな措置を講じておりますと言ふけれども、農民の実情はそうになっていない。なぜそういふふうな状態にあるのか、この点を追及してそれに対する対策を立てることが私は大事だと思うのです。

ところで、それに関連して伺いたいですけれども、いま一日一人当たりの家族労働報酬、これが

がおもな農作物ごとにどうなっているのか、それを最初に伺いたいと思ひます。

○説明員(内藤隆君) 家族労働報酬につきましては一日当たりで申し上げますと、四十四年の調査結果でございますが、水稲が二千四百四十円でございまして、それから主要なもので申しまして、小麦が六百五円、大豆が千二百二十七円、それからキャウリ――促成のキャウリでございますけれども、蔬菜の代表というふうなことでとりますと千六百九十七円、それからミカンが四千二百七十四円、そういうふうなところが主要なものであらうかと思ひます。

○渡辺武君 私が農林省のほうからいただいた資料とほぼ一致しておりますので、なおいまの答弁で足りないところを補いながら質問を続けたいと思ひますけれども、いまお答えになったものの中で、米並みの労働報酬がある、あるいは若干それを上回っているというふうなものは、ミカン一つなんです。私のいただいた資料では、キャベツの春どり夏どりのキャベツ、それから大根の春どり、秋どりの大根、それからアズキというふうなところも米以上の労働報酬を取っているわけですから、そのほかはほとんどおしなべて米以下の労働報酬、こういうことになっているんです。ミカンは、先ほど申し上げましたとおり、これは米と並んで日本の農作の中では比較的安定した、しかもいままではかなり急速に発展しておつたと言えますけれども、あと、キャベツとか大根とか、こういうふうなもの、価格が非常に変動して、経営としては不安定だというのが農民の共通した意見です。季節が来れば大暴落する、そしてその大暴落が済んだと思つたらその次は今度は大暴騰をやるといふような状況で、農民も困り果てているというのが実情だと思う。それからまた、アズキについて言つても、これも同じような状態で、決してこれは安定した農業経営じゃないし、いわんや米などにかわり得るものじゃないこともこれまで明らかだと思ひます。そういういた実情に農民はいま置かれていられるんですね。だから、先ほど申しましたように、生産調整の中身で、農民は、転換したくても転換できない、経済的に引き合わないから。そこで、さっきあなたが読み上げられた数字のように、休耕が六六%、いつでも米に戻れるというふうな状況に置いておくというのが実情じゃないでしょうか。したがつて、この問題を解決することが私は今後の農政で一番大事な問題だと思ひます。

そこで、時間がないので質問をほとんど私のほうから先に申し上げてしまひますけれども、私はこうした状態に日本の農作が置かれている原因には幾つかあると思ひます。大きな原因だけ拾つてみても、先ほどちょっと農林大臣にも申し上げましたけれども、外国から農産物が急速に日本に入ってくる。そうして、このために、日本の農業経営が非常に大きな打撃を受けるということが一つ大きな原因だと思ひます。さらにはまた、いまちょっと申しましたけれども、野菜その他――米はいままで食糧制度である程度価格は保証されておつたわけですから、それ以外の農作についてはまるきりほうりっぱなし、こういうふうな状況で価格の変動が激しく、したがつて、また、農業経営も非常に不安定だといふところに一つの原因がある。さらに、もう一つ、つけ加えて言えば、農用資材の価格が大企業の製品が非常に高くなつて農業経営に引き合わなくなつてくるというふうなところ、私は、農民が喜んで作付の転換をやることとができるような条件をつくるために大事なことは、外国の農産物が日本にどんどん流れ込むといふような事態を制限することが必要じゃないか。そうして、おもな農産物について、日本の国内で自給できるような体制を政府の施策として強力に進めるといふことが必要じゃないかと思ひます。その点、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(亀長友義君) 御指摘のように、農業の転換といふことは農家にとても非常にきびしい問題であるといふことは、私も承知をいたしております。また、農産物を経済的に見る農民の

側からいたしましては、あくまで農家の手取りがどうなるか、農産物の各種の価格の相対関係がどうあるかといふことに關しては、当然これは経済的経営の担当者として敏感であるといふことも当然のことです。そういう観点から申しまして、米の価格が他よりも有利である、依然として米に依存しがちであるという御指摘でございますが、確かに相対比較につきましてはそういう面は多分にございまして。しかしながら、経年的に見ていただければ、逐次その点は改善をしつづつあるといふようにわれわれは考えております。家族労働の報酬の資料でも御説明申し上げましたように、米価が据え置かれたということもございまして、米よりも有利なもののが毎年多少なりとも増加をしつづつあるといふことは、これはわれわれも認めていただいたいと思ひます。

同時に、全体的な食糧の自給の目標でございますが、私も、先ほど申し上げましたように、米だけが自給率を一八%もこえる、しかし、他方、果樹、野菜等はなお八〇とか九〇とかを低迷しているものも多いというふうな状況でございまして、こういう需給見通しのもとに転換の政策を進めるといふ点をやらなければならぬと思ひます。

その際に、御指摘のように、問題は、自由化とそれから他作物への転換の具体策でございますが、自由化を全体として否定をするといふことは、先ほど大臣からもお話し申し上げましたように、日本はガットにも加盟をいたしておる、また、日本の現在の置かれておる経済的地位から見まして、そのこと自体を否定するわけにはいきませんし、また、消費者の目から見ますと、国際的に日本だけが割高のものを食ふというところは、消費者はまた消費者の立場からいろいろ御意見もあろうかと思ひます。ただ、生産者のことを考えますと、やはり輸入については関税その他によつて適正な保護措置を講ずる。あるいは国内において価格支持をやる。自由化という方向と生産の増大をはかるべき農産物の生産の増加というこ

とが矛盾をしないような調整措置を講ずるという点が私どもの基本的な考え方でありました。

それから他作物への転換助成でございますが、稲作の転換の推進にあたりましては、転作の奨励誘導のために、それぞれのものにつきましての価格保証の措置が、でん粉でありますとか、あるいは肉類、牛乳、あるいは野菜等についても、米とは違った形でいろいろの助成なり価格支持の制度がございますが、そういうものによって補充をはかりますとともに、一方、転作奨励というこのために、休耕よりも転作には奨励補助金において優遇をする。御承知のように、本年からさらにそれについては五カ年にわたって奨励金を出す、休耕の単価よりはるかに高い単価で金を出すというふうな優遇措置。さらに、基本的には、土地基盤の整備、あるいは農業近代化施設といわれる機械化の施設とか、あるいは流通加工の施設、冷蔵保管の施設、こういうようなものも助成をしてまいるというふうな総合的な転作の対策をいろいろ本年度の予算においても具体化をいたしておるわけでございます。

まあ、基本的には、農業でございますので、やはり一般の商業と違ひまして、農業政策というのはかなり長期的に施策を講じていかなくばならぬという考え方を私も持っております。また、その間の具体的に実現するまでの農家に対するつなぎの対策ということも考えていかなきゃならぬということも十分承知をいたしておりますし、そういう面、まあ率直に申しまして、生産調整を始めた初年度よりは、本年度の四十六年度は、予算的にも実行面でも非常に拡充をいたしてまいっております。これを毎年今後さらに五カ年計画でやるということになりますので、私もとしまして、いろいろ現在の進捗状況も検討し、反省をしながら、さらに予算的にも毎年毎年拡充をし、また、農家に対してもきめこまかい指導ができるような体制を築いていきたいと考えております。○渡辺武君 最後は一問だけお伺いしますけれども、転換を促進するためにいろいろの措置を講ずると、いま詳しくおっしゃったんですが、しかし、先ほども何回も申しましたとおり、外国の農産物が日本にどしどし入ってきているというような状況のもとでは、せっかく使った金も死に金になるというのが、いままでの実績の示すところだと私は思う。その点をあなた方はよく考えてこれから先の農業政策を進めていっていただきたいと思う。なぜかといえば、これはもう農業関係の数字をちょっと見た人はだれも気がつくことですけれども、外国の農産物が日本に入ってくる、それに伴って日本の国内の生産高が激減していくというのが、いままでの事実の示すところだと思つておすね。あなた方はもう御存じだと思つておすけれども、かりに、昭和三十五年に比べて昭和四十五年、この十年間の農産物の輸入高を、二拾つてみますと、たとえば小麦の場合には、この十年間に一・五倍になっております。小麦は前からどしどし日本に入ってきておりましたから、十年間でもわずかに一・五倍ですが、大豆に至ってはこの十年間に二・八倍になっておる。ところが、この外国の農産物の競争に圧倒されて、日本の小麦の生産高は、三十五年に比べて四十五年はわずかに三・一%に下がっている。大豆の場合には三・〇%に下がっている。なたねなどは一・二%に下がっているという状況です。そうして、したがって、これに伴って国内の自給率が急速に低下している。小麦の場合には三・九%から一・四%に下がる。大豆の場合には二・八%から一・五%に下がっているというのが実情だと思ふ。小麦のように自由化されないものでもこんな状態なんです。自由化された場合にはどういふことになるか。たとえばレモンの場合で言へば、自由化後五年間で輸入高は九倍にふえるとか、バナナの場合は六年間で八倍にふえるとか、ものすごい勢いで外国から入ってくる。そうしてこれがそれぞれ日本の農産物に深刻な打撃を与えている。しかも、先ほど農林大臣に伺いましたところが、米と並んで、あるいは米以上に言つて差をつけられないほどいままで安定した経営を保証することのできたミカンが、グレープフルーツの自由化は

これはもう進めまうと農林大臣はここで言明する。おそれられ早かれこれはもう自由化されて大きな打撃を受けると思う。四〇%の季節関税をかけたつて、そんなものは乗り越えて外国の農産物といふのは日本に入ってくる。大きな打撃を与えることは避けられないと私は思う。こういうふうなことを進めておいて、どうして農民に転換をしろといふて農民が喜んで転換できますか。だから、いやだいやだといふ農民に減反を上から天下りの押しつける、こういうふうなことをやらざるを得ない。この農産物の輸入政策、これを転換して、そうして輸入の制限をやつて、おもな農産物の自給できるように体制を中心として施策を講ずる。外国農産物の輸入制限と、そうして国内の農業を自給させるという、これは切り離すことのできないたの両面です。これを切り離してあな

た方はやろうとするから、さっぱり成果があらぬ、こういうことに私はなると思う。いまの米の過剰だってそうでしょう。こういうことで米以外の農産物が経営が引き合はなくなるから、やむを得ず米に生産を集中せざるを得ないというところに追い込められていんじゃないですか。これが私のあなた方に申し上げたい第一点。これをやるつもりがあるかどうかです。やれば一七千億円に及ぶべらぼうな支出が今後古米対策だけでも出されるということ。これも死に金ではなくなると私は思う。それが一つ。

それからもう一つは、経営上は云々ということをお言われましたけれども、先ほど申しましたように、野菜その他のように価格が非常に不安定だ。しかも、いま皆さんがやっておられる価格補償制度というのは、これは農民の希望に合致してない。時間がたつていくにつれて、米のほうも価格補償制度をしっかりと確立して、米のほうも食糧制度を改善するといふようなことをやめて、そうして農家の経営を価格の方面から安定させるという処置をとるべきだと思ふ。消費者に対しては、あの食糧制度を十分に活用すれば、安い営を保証できる。農民には生産費に引き合ふより

な米価を保証できる。まさにそのような価格補償制度を他の農作にも私は適用すべきだと思ふ。その点をおやりになる意図があるかどうか。この二点を伺います。

○政府委員(農林省) 非常に大きな問題でございまして、私がお答えするのが適当かどうかわかりませんが、私も農林省にいたしまして、御指摘の自由化とそれから農産物の価格補償という大きな問題にどのような考えで取り組んでおるかということをお説明するにとどめたいと思ひます。

自由化の問題に關しましては、いろいろな御意見もございまして、やはり日本の経済というものはもうすでに国際経済の中にある。その中で農業だけが孤立的な農業という形をとるということとは、これは日本の国の全体の経済の問題としてなかなか困難な問題であらうと考えております。ただ、そういう中であつて、農業に従事する人々、あるいは農産物を消費する人々、どのような物資の供給と、どのような経済生産体としての利益の保証、取得の保証をするかということが大きな課題であらうと思ひます。もちろん、現在、農産物について逐次自由化が進められておりますが、私どもとしては申しましたように、日本の農業といえども、できるだけ国際的な生産費の水準を保てるように農業の構造政策を進めていくということが大きな基本のラインであらうと思ひます。しかしながら、御承知のように、日本の農業といふものは、都市的な拘束もありまして、一挙にそこまで行かれない。さらに、気候的な制約から、必ずしも日本人の欲するものが十分に生産されないというふうなものもございまして、そのような制約をいろいろ緩和するために、関税とかあるいは割当とかいふものが経過的には必要になってまいり、さらに価格補償といふものも経過的には必要になってまいり、かようなふうな考えでおります。そのような政策は、日本だけでなく、ヨーロッパの諸国においても、また、アメリカ、カナダ等の国においても、合理的な意味をもつて現在

でもそれぞれ農政の保護が尊重されておる理由であらうと思ひます。日本においては、それらの国より以上に、日本の農業の特殊性という考慮をすれば、農業に対してはたかひ保護が与えられてしかるべきであらうと思ひますし、さういふ観点から私も努力をいたしたいと思ひておられます。

○向井長年君 大臣が出席したときに質問できなかったんですが、いまも若干質問がございましたが、食糧庁長官に聞きますが、政府の食糧行政というものは非常に一貫しないんじゃないかという考え方を持っています。ということは、国民の食生活、これに対して、あるときには米が足らぬからパン食を指導してみたり、米が余ったから今度は米をできるだけこれを用途に供するとか、こういう形に変わってつづいていきます。なおまた、生産と需給の問題に対しても、十分なこれに対する対策が練られておるのか、非常に不均衡な状態が特に野菜生産に対してもあると思う、米だけじゃなくて、その他魚介類に対してもさういふ状態があらわれておるんじゃないか。あわせて、食糧に対する輸出入の問題も、これも、何と申しますか、そのときそのときの状態でいろいろ変わられておる。食生活あるいは食糧行政という全般にわたっての一貫性にかけておるんじゃないか、あるいは将来のいわゆる見通しの中からあらねばならぬということが今まで指導されてそれに合った行政がとってこられたかどうか、こういう問題について私は非常に疑問に思ひておられます。この点についてまずお聞きしたい。

○政府委員(亀長友義君) 米その他野菜、魚介類に至る広範な食糧政策の問題でございますが、私は食糧政策の見通しというものはむしろ難しい問題であるというふうに感じております。この原因は、私は、二つあるかと思ひます。一つは、農業というものが生産面で非常に政策的に長期を要する、また、農家の側としてもなかなか品物の転換というものは工業製品等比べて非常にむずかしい、そういうものに本来農業並に農業政策というものが転換に長期を要するという点が一つ

と、もう一つは、これは農業外の事情でございますけれども、消費の変化ということでございます。消費の変化というものがわれわれの身辺を考へてみても、戦前と戦後と非常に変わっております。衣食住といわれますが、おそろく、戦前戦後を比べれば、食が一番変わつておるのじゃないかというふうに思ひます。そこら辺に、生産と需要という面の結合という点に私も非常に苦慮をいたしておるわけでございます。でございますので、こういう見通しを作成する場合にも、きわめて従来とちやうちやうちをいたしておられます。企画庁で経済計画とか経済見通しをつくられますが、これは主として鉱工業生産のほうがござい

かといへば中心のような場合が多いわけでございすが、比較的工業生産等においてはさういふのがやりやすい。また、生産の転換とか育成ということも需要に即応したような形で開拓されていくという傾向が強いのでありますが、農業の場合にはおおよそさういふことが当てはまらないというところで、先ほど松井先生もお話しされましたように、見通しについて科学的にやれと。まさにそのとおりでございます。非常に慎重にかまえるのでございすが、それでも、もう三年ぐらいたつとどうもずれてくるというふうなことがありまして、さういふ過誤というものは、私、事務的にもこれは率直に認めざるを得ないと思ひます。

逆に、私は、さういふものを立てた場合に、一たん立てたからというところでそれに固執するということがほががえつて弊害を生むのじゃないか。いつまでもそれに固執しておるから、かえつて経済と遊離した形でいろいろな財政負担ばかりかかつて効果はあがらない、こういうことが出てくるのじゃないかと思ひます。

そこで、計画を立てるには、慎重であり、また、科学的であることを要すると同時に、立てた後においても、一ぺんつくつたから絶対に変えないんだと、土地改良何年計画をつくつたから、もう米がいくら余つても変えないんだとか、さういふ式のごとくでなくて、計画を立てても、農業の場

合には、転換に長期を要する、消費の形態というものの変化が非常に激しい。その変化というのは、農業以外の諸要因によつて消費のほうは動かされていく。所得であるとか味覚であるとかいうことでありますから、さういふ要素を織り込むためには、やはり、計画を立てても、ふだんちやうちやうちなく検討をやつていく。特に先ほど松井先生の御指摘のように、学者の意見もいろいろこれまた新しい見解が出てまいりますので、さういふものもちやうちやうちなく取り込んで、訂正すべきところはまた訂正をしていくという、弾力的に考えていくべき態度を持つべきだろうと思ひます。

私も、四十三年に「農産物の需要と生産の長期見通し」というのを出して、さらに昨年農産物の地域分担目標というものを出してあります。この間にも、計数的にはいろいろ議論がございましたが、両者の間にも、米麦等については積極的に若干の調整をしたつもりでございます。さういふ意味で、長期計画という頭を基本に置きながら、この長期計画を誤りなからしむるためには、その後の事情に応じてふだんの検討というものが必要だろうと思ひております。

いまの向井先生のお話し、私、率直に反省をいたしまして、さういふ感じを持つておる次第でございます。

○向井長年君 これは大蔵委員会、農林水産委員会でございますけれども、若干さういふ間も触れたことは、特に生産と需給の問題について非常にアンバランスが起きておる。御承知のごとく、お百姓さんは、やはり目先を考へて、何とか収入を増そうと、さういふ形から、野菜の問題に対しても、いまこれが若干売れ行きがいい、もうかるといへば、それに集中してくると思ひます。たとえばイチゴがいいといへばイチゴに集中してくる、生野菜がいいといへば生野菜に集中してくる、さういふ状態が各所にあらわれておるのじゃないか。それが飽和状態になつて、かえつて価格も不安定で、しかも腐らしていくとい

うような状態が各地域に出ていると思ひます。さういふ野菜の問題一つ考へても、まあ総合農政総合農政と言われるのだが、計画的に生産し、需給の均衡と価格の安定というものをそこで見出すことが、農業行政、いわゆる食糧行政の一番重要な点じゃないかと思ひます。この点についてどういふ指導をして、どういふ適地においてそれを奨励し、あるいはこれに対しては増産を奨励するか、いろいろなさういふ適切な方針が食糧行政の中で講じられなければならぬのじゃないかと、こゝ私は思ひます。われわれが各所へ回りまして体験することは、いま、農家は、米の問題は生産調整でこれだけ調整しなければならぬ、収入がどんどん減つてくる、何に転換していくかと、こゝらなれば、いま申しましたように、少なくとも早く金になり少しでも収入をふやすやつをつくろうとします。これに対して、同じような気持ちでさうなつていくならば、飽和状態が起きますし、価格の安定もできないし、結局は農家も共倒れのような状態になる。これは、やはり、政府の食糧行政の中から、十分な調整と、あるいは指導、あるいは計画生産、さういふ問題が必要ではないか、こゝろは思ひます。この点についてどう

ですか。

○政府委員(亀長友義君) ただいまの向井先生のお話し、私も全く同感でございます。私も現在でもいろいろな計画を立てておりますが、やはりこの計画がときどきずれてくる。その原因というのは、いろいろ分析をいたしますと、農産物の市場が変化をする——これは私が申し上げました消費の変化ということもあわせてございすが、市場が変化すると、消費の物が変化すると、都市人口の移動等によつて消費地というものが拡大したり縮小したりしていくということが一つございします。それからもう一つは、労働力の問題がございします。先ほど小麦の生産が非常に減つていっているじゃないかということがございしましたが、これはやはり小麦の労働、冬の労働というものの農業労働が充足されないという面も非常にあらわ

○向井長年君　そう言われますけれども、まだまだこれは十分です。十分これはひとつ行政上の体制としてつくり上げていただきたいと思ひます。それと同時に、食料品に対する輸入問題ですが、これに對しても、国内生産が十分あるにもかかわらず、輸入がますます擴大になつていくという現況も出ておると思ひます。この問題については、国内生産と輸入の均衡と申しますか、もちろん輸出問題もございますけれども、こういう問題についてもつと真剣に取り上げなければ、今日まで農家があらゆる問題についていろいろと生産に努力をしておる、ところが、輸入の問題で

らいたと私は思っております。いろいろの私どもとして產品の競合という問題には非常に氣を使っております。特に、入ってくる場合の保護措置、自由化の時期、それから関税の高さ、関税割り当て制度の採否とかいろいろ点については今後十分に私どもも氣を使い、慎重を期してまいりたいと思っております。

○向井長年君　いま言われました乳製品だけじゃなくて、鶏卵一つ見たって、どんどん輸入がふえているじゃないですか。一万トンで押えるんだというのが、もう二万トン以上になっている。そうして国内ではどんどん生産されているんだ。だ

国内で主食用、工業用等に向ける見込みがない、要するに、主食用以外の用途に処分をしなければならぬと見込まれる数量が現時点におきまして六百五十四万トンという意味でございます。もちろん、これは、将来においてこの数量が変動要素もございます。たとえば、そういうこともないと思ひますけれども、六百五十四万トンの中には四十五年産米で余るものも入っておりますので、そういうものが、たとえば、非常に需要が増大したとか、あるいは、まあそういうこともないと思ひ

務家等の御意見を集めて、現在その委員会の報告書ができ上がっておりまして、その報告の結果に基づきましていろいろ処理の形を考えてまいったわけでございます。御指摘のアルコールに処理することにつきましては、この委員会でいろいろな見地から検討をいたしましたわけでございます。そこで、現在、アルコール——もちろん米はでん粉でございますのでアルコールになるわけでございますが、原則的には、他の用途の値段、たとえばでん粉でございますとかいうものと比較をいたしま

すと、えき用以下の値段でなければ採算として合
わないというような大体の結論でございまして、
こまかく申しますといろいろございしますが、酒へ
の用途、あるいはその他の飲用アルコール、ガソ
リン添加用アルコール、いろいろアルコールの中
の各種用途についても検討いたしましたのが、やは
りそういう他の原料との関係でございます。

○向井長年君 これも午前中に他の委員から質問があつたかと思ひますけれども、過剰米の処分損失は実際にはどれほどの額を見込んでおられるのか、この点、いかがですか。これは大蔵省ですか。過剰米の処分損失についての額ですね、大体どれくらい見込んでいるのか。

○政府委員(電長友義君) 過剰米の四十六年以降におきます損失は、これは四十年以内に処分に從いましてそれぞれ出てくるわけでございますが、予定の六百六十万トンの処分が、先ほど御説明いたしましたような計画で、毎年二百万トンずつ、最終年次は少し減りますけれども、そういうことでやりますと、処分に伴う損失だけで約六千億円というふうに考えております。それから提案されております法律が成立いたしますれば、損失の繰り延べというを行ないますので、その間の食糧証券の金利の負担というのが増加をいたします

ので、これが約一千億程度、合計いたしまして約七千億円ぐらいが直接の損失として出てまいろうかと思えます。

○向井長年君　これは、大蔵のほうで、使途がまだ不明確であるというところの場合に、不明確の中で負担をするということになれば、これは財政法上疑義があるんじゃないですか。その点、どうなんですか。

○説明員(戸塚岩夫君) 四十六年度、農林省の計画によりまして、二百萬トンの過剰米を処分するわけでございます、それに對しましては、売却につきまして約一千八百七億圓、それからこれを繰り延べますと、金利につきまして約三百億圓といふような損失が生ずることが予定されるわけでございます、それに対して、いま御審議願っております特別會計法の改正によりまして、その損を四十六年度以降七カ年度の範圍内において計画的に一般會計から繰り入れをして補てんしていくといふような法的な措置を講じて処理するわけでございますので、財政法に違反するといふ問題は生じないと考えております。

○向井長年君　まあ、専門家だから、そういうことではしうが、われわれ、常識的に考えて、七年間の使途不明、この關係から考えて財政法上若干疑義を持つんですけれども、これは、毎年毎年繰り入れておる、こういう形で疑義はないんだと、こういうことですか。言ひならば、使途が明確になつてきておる、こういう立場からそう言われるのだが、先ほど言つたように、輸出の問題に對しましても、あるいはえさ、食糧加工、これがはっきり明確に出されるのかどうか。これくらいの予想をしているという程度であるのか。明確にこれが毎年出してくる、したがつて、これは損失補てんもできるから問題ないんだと、こういうことなのか。この点、どうなんですか、食糧庁もあわせて。

○説明員(戸塚岩夫君) 先生の御趣旨のとおりでございます。特別会計法の改正法案をお読みいただきますと、第一項のほかに「七箇年度内ノ期間

ニ於テ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ計画的ニ之ヲ繰入ルルモノトス」というように規定しております。毎年度歳出の予算という形において国会の御審議を経てこれを特別会計に繰り入れるという形になりますので、問題はないと考えております。

○向井長年君 わかりました。それは国会の審議の中で毎年毎年繰り入れると、こういうことです。ね——それはわかりました。

そうすると、ただ、大蔵大臣が常に言うように、財政硬直化はできるだけなくしていくんだと、こういう方向で進んでおるんですが、こういう状態になると、財政硬直化の方向をたどらざるを得ないのじゃないかと思うのですが、そこに矛盾を来しませんか、それに対して。

○政府委員(藤田正明君) おっしゃるとおりでありまして、十一年間にわたり処理していくわけでありますが、その間、おっしゃるとおり、残念ながらピーク時でも一千億円以下ではございますけれども拘束された金額が出るわけでございます。

たいへん異常な在庫の状態でございます、このようなことが二度とないように大蔵当局としても考えたい、研究いたしたいと思っております。

○向井長年君 食糧庁長官ね、もし四十五年度産
の米の過剰米は生ずるといいたしましても、四十六
年度以降は、生産調整しているのも、もう年間の
需給は均衡している、こう見ていいのですか。
つまり、今後は過剰米はこれは起きてこないんだ
と、こういう考え方で進んでよろしいのですか。

○政府委員（亀長友義君） いま御指摘のとおりでございます。

○向井長年君 これは明確に断言できますか。

必要量以上の生産は行なわないということで政策を樹立をいたしまして、また、四十六年度の予算も、それに従って編成をされておるわけでございます。政策の姿勢として、また、具体的措置として、そのような処置は十分とおるといふことでございます。

○向井井年君　では、続いて、本年は、田植を前に苗が冷害で各所で被害をこうむった。特にこれは東北より北陸あるいは北海道等で非常にそういう状態があらわれておるんですが、苗が半作といわれておるならば、作況は結局不作ではないかと、こう私たは思っているです、常識的に考えて、こういう問題について、いままで政府が言うように、米の品種の改良とか技術の改良、こういう形において不作はないんだと、こういうことが例年今日までいわれてきておると思います。今度もそういうふうを考えてよろしいか。

○政府委員(亀長友義君) 農政局の専門の参事官が参つておりますので……。

○説明員(安尾俊君) 四月下旬から五月上旬にか
けまして、北海道、東北、北陸等、北日本に、降
雪、気候差を伴います低温が襲つてまいりまし
て、それによりまして苗代に被害が出ておりまし
て、詳細につきましては目下調査中でございます
が、すでに、必要な対策としまして、一部、再播
種の実施、それから種子の確保、それから苗代期
間の延長によります回復等、対策技術がとられて
おります。

今後の見通しでございますが、冷害対応技術といたしましては、研究の結果、品種の改良その他かなり技術的に進んでおりまして、これまでの実態から見ますと、よほどの不順な天候がない限り、大幅な不作はないと、こういうふうに考えておりますが、五月二十日に、気象庁から、六月より向こう三ヶ月の長期予報が出ますので、この予報を考慮しまして、気象条件に対応した技術指導を徹底してまいりたい、こう考えております。

れ常識的に考えて、寒暖によって、豊作であるか

あるいは不作であるかと、こういう問題が著しく左右されるように思ふんです。ただ、問題は、そういうふうにして、特に開花時期とか、あるいはまた穂ばらみというのですか、この時期に非常にそういう状態があらわれるのじゃないか。そういうことは絶対ないということであるのであるならばいいけれども、そうじゃない限りにおいては、やはり備蓄制度が必要になってくるのじゃないか、こういうことを私は聞きたいわけです。備蓄制度をやはり考慮しなければならぬのじゃないか、こり思ふのですが、そんな必要はないと言いますか。

○政府委員(亀長友義君) 不作の問題につきましては、また専門家のお話を聞いていただければと思いますが、今後極端な気象の変化が起こらない限り大幅な減収はないというふうに考えているのが現在の農林省の見解でございます。

ただ、私どものやっております食糧管理の面で備蓄という点はどういうふうに考えておるかというところでございますが、現在、生産調整、総合農政をやっております際の基本的な考え方として、毎年度の生産は需給均衡の生産レベルにする。しかし、百万トンだけは古米を保存をして翌年に持ち越す。翌年に新米と混ぜて食べる。そうすれば、翌年がまた百万トン余りますから、それは次へ送って次の年に消費する、こういう政策でございます。そこで、百万トンというのは、大体現在の日本の消費量が千二百万トンから千三百万トンの間くらいだというふうにすれば、大体一割近くなるわけでございます。いろいろ専門家の意見を聞きまして、最近では、数字的に見れば、せいぜい五割ぐらいの豊凶のフレであるというふうに考えておるわけでございます。そういう観点で、生産調整が完全に達成をされても、備蓄という機能を果たすべき百万トンというものは、私どもすでに想定いたして、いろいろな施策をいたしておるわけでございます。

また、具体的にことはどうかというお話しで

ございますが、四十五年産米は実は昨年百三十九万トンの生産調整ができましたけれども、いろいろな要因から、私どもの見込みでは、ことしの十一月、新米穀年度が始まるまでに、四十五年産米、いまの新米の持ち越しが大体二百万トンぐらいあるんじゃないかというふうに見ております。二百万トンは、当然あり得べき持ち越し量、先ほど申し上げましたようなものでございます。そのほかにも百万トン近いものが持ち越し得るんじゃないかというふうに思っておりますので、四十五年産米に関する限りはさらに大きく問題はないというふうに考えております。

備蓄に関する基本的な考えと生産調整という点に關しましては、大体百万トンということを想定しながら基本的にやっておる、四十五年産米につきましてはそれ以上の持ち越しが期待できると、結論的にはそういうことでございます。

○向井長年君 最後に、政府はこの過剰米を完全に処分する、したがって、備蓄米制度を設ける必要はない、こり解釈してよろしいのか。ちよつとわかりにくいんです、その説明では。

○政府委員(亀長友義君) 備蓄米制度ということの考え方でございますけれども、私どもとして、かりに、備蓄米というものが、ある数量設定をして、それはいつでも食べないで置いておくんだということになりましたと、それ自体は食糧の価値は減減をいたします。そうすると、毎年かりに二百万トンよけい備蓄だから生産をしてということになると、毎年毎年二百万トンずつ余る。それをもし備蓄が食べるような事態があればいいですけれども、なければ、毎年二百万トンずつこれまたえさかなんかに処分していかなければならぬと、こりいう経済的にもまた財政負担もかかるといふのはまことに不合理である。やはり備蓄として必要な数量は最初のときに保留をしておいて、翌年にそれを食べて今度新米でそれを残して、翌年食べて、ローテーションでやっていくと、そういうことが備蓄であるというふうに私ども考えておるわけです。それを百万トンというふうに考えておる

ということでございます。

○委員長(柴田栄君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

昭和四十六年六月七日印刷

昭和四十六年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A